等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第七十条第一号に掲げる中型まき網漁業に

目

次

示

知事許可漁業の制限措置及び許可又は起業の認可の申請期間 知事許可漁業の制限措置及び許可又は起業の認可の申請期間 知事許可漁業の制限措置及び許可又は起業の認可の申請期間

(瀬戸内海機船船びき網漁 (小型機船底びき網漁業) …九 (中型まき網漁業) ......一

(ごち網漁業) …………□○

(機船船びき網漁業)……||||

令 十二月 和 九九 Н 年

火 曜 日

る事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。 ついて、大分県漁業調整規則(令和二年大分県規則第六十六号)第十一条第一項各号に掲げ

令和二年十二月一日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

令和二年十二月一**日** 

第四十二条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法

大分県告示第六百八十六号

〇 告

示

知事許可漁業の制限措置及び許可又は起業の認可の申請期間 知事許可漁業の制限措置及び許可又は起業の認可の申請期間

(短期許可漁業) ………六五 (潜水器漁業) ………… (かご漁業) …………

(県外入漁) …………六七

(たこつぼ漁業) ………五五

五八

(はえ縄漁業) ………五○

(押網漁業) …………四八

(固定式刺し網漁業) ……四四 (刺し網漁業) …………三七 (棒受け網漁業) ………三五 (小型まき網漁業) ………三三

知事許可漁業の制限措置及び許可又は起業の認可の申請期間

大分県報号外 (告示)

大分県報号外 (告示)

中型ま	き網漁業							
					制 限 措 置			
安	漁業種類	許可等をすべき 船舶の数 (R 2.10.30現在 の許可実績数)	船舶の総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む 者の資格	申請期間
1-1 3± V	いわし、あじ、さばまき網漁業	0隻(5隻)	5トン以上 7トン未満	93キロワット 以下	杵築市美濃崎と大分市1号埋立地北東端角とを結んだ線以西の海域。ただし、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。	9月1日から 翌年の4月19日 まで	杵築市(山香町及び大田を除く。) び大田を除く。) 又は速見郡日出町 に住所を有する者	定めなし
1-5 # 5	まされ、あじ、さば無い。	(3) 海 海	5 マントン 以 土 護	定めなし	大分市関崎(うちをばえ)、高島西端、高島東端、津久見市保 戸島高甲岩灯標及び佐伯市上浦蒲戸崎を順次に結んだ線以西の海 域であって、次のイ、ロ、ハ、二、ホ、へ、ト及びチの各点を順 次に結んだ線以内の海域、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ及びヨの各点 を順次に結んだ線以内の海域、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ及びヨの各点 を順次に結んだ線以内の海域、タ、レ、ソ及びツの各点を順次に 結んだ線以内の海域をでにネ、ナ、ラ、ム、ウ、ノ、ク、ヤ及び マの各点を順次に結んだ線以内の海域を除いた大分県海域 イ 大分市関崎(うちをばえ) ロ 同市島島東端 こ 同市鳥島東端と臼杵市板知屋みちが鼻とを結んだ線と同市 殿ヶばえと同市球九大石とを結んだ線との交点 本 殿ヶばえと同市球九大石とを結んだ線との交点 本 殿ヶばえと同市球五大石とを結んだ線との交点 本 関ヶはえと同市球五大石とを結んだ線との交点 ト 津久見島うのくそばえと 同市大泊観音崎とを結んだ線との交点 ト 津久見島うのくそばえ チ 臼杵市ヤケガ鼻 リ 津久見市神屋鼻南端 ヌ 同市黒岩頂上 ル 同市黒島東端と同市日代赤崎鼻とを結んだ線上黒島畑ヶ尻か ら700メートルの点 り 横浦鼻と黒島畑ヶ尻とを結んだ線上横浦鼻から700メート ルの点 カ 横浦鼻と津久見市千怒崎とを結んだ線上横浦鼻から700メート ルの点	1月1日から 12月31日まで	日本市(野津町を際へ。)に住所を有する者	点 さ つ

	1-3	
	おもに、おじ、さばまき網漁業	
	0 隻	
令	5トン以上10トン未満	
令和二年十二月一	定めなし	
日 大分県報号外(告示)	大分市関崎(うちをばえ)、高島西端、高島東端、津久見市保戸島高甲岩灯標及び佐伯市上浦蒲戸崎を順次に結んだ線以西の海域であって、次のイ、ロ、ハ、二、ホ、へ、ト及びチの各点を順次に結んだ線以内の海域、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ及びヨの各点を順次に結んだ線以内の海域、タ、レ、ソ及びツの各点を順次に結んだ線以内の海域並びにネ、ナ、ラ、ム、ウ、ノ、ク、ヤ及びマの各点を順次に結んだ線以内の海域を除いた大分県海域イ大分市関崎(うちをばえ)ロ司市高島東端につ司市高島東端と日本市板知屋みちが鼻とを結んだ線と同市中津浦貝来鼻と同市坪江大石とを結んだ線と同市津久見島うのくそばえと同市大泊観音崎とを結んだ線と同市津久見島うのくそばえと同市大泊観音崎とを結んだ線との交点ト津久見島うのくそばえと同市共久見島うのくそばえと同市共久見島うのくそばえと同市共久見島市な知屋東南端ス月市福屋真南端ス同市黒岩頂上の市黒岩頂上	ートルの点 ヨ 千怒崎 タ 津久見市四浦観音崎 レ 同市自子島頂上 ソ 同市貴船島頂上 ツ 同市赤崎鼻 ネ 同市四浦高井鼻 オ 同市四浦高井島頂上 ラ 同市保戸島頂上 ラ 保戸島高甲岩 ク 保戸島高甲岩 ノ 高甲岩と津久見市と佐伯市との最大高潮時海岸線における 境界点とを結んだ線と保戸島ともうちばえと佐伯市鶴見先ノ 瀬頂上とを結んだ線との交点 ク 保戸島ともうちばえ ケ 佐伯市上浦蒲戸崎から90度(磁針方位)1,000メートルの 点
	1月1日から 12月31日まで	
111	津久見市(大字保;戸島を除く。)に住所を有する者	
	定めなし	

1-4	
まき網漁業	
(1 ) (1 ) (1 ) (1 ) (1 ) (1 ) (1 ) (1 )	
5 トン以上 10トン未 識	
定めなし	
佐伯市上浦浦戸崎、同市鶴見高手島頂上及び鶴見崎を順次に結 んだ線以西の海域であって、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、 チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ及び ラの各点を順次に結んだ線以内の海域を除いた大分県海域 イ 佐伯市上浦蒲戸崎 ロ 蒲戸崎から90度(磁針方位)1,000メートルの点 ハ 蒲戸崎から180度(磁針方位)1,000メートルの点 ニ 同市上浦唐船鼻と同市竹ヶ島とを結んだ線上唐船鼻から 1,000メートルの点 ホ ニの点と佐伯市上浦平浦鼻とを結んだ線と同市上浦と同市 大字二栄との境界立岩から90度(磁針方位)1,000メートル の点と同市上浦中瀬とを結んだ線との交点 へ 立岩から90度(磁針方位)1,000メートル の点と同市上浦中瀬とを結んだ線との交点 ト 佐伯市官島頂上 チ 同市大入島唐船鼻	ら700メートルの点
1月1日から 12月31日まで	
佐伯市(既生、本、 匠、宇目、直川、 米水津及び蒲江を 際へ。)に住所を 有する者	
定めなし	

1-8	1-7	1- 1-6	
いわし、あじ、さばまき網漁業	いわし、あじ、さばまき網漁業	いわし、あじ、さばまき網漁業	
(3 ))	(1 ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	(1) 無	
10トン以上 15トン未満	5トン以上 10トン未満	5トン以上 10トン未満	
定めなし	定めなし	定めなし	
津久見市沖無垢島東端から90度(磁針方位)の線及びその西側の延長線以南の海域であって、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、ノ、ク、ヤ、マ、ケ及びフの各点を順次に結んだ線以内の海域を除いた大分県海域 イ 津久見市沖無垢島東端から270度(磁針方位)の線と陸岸	佐伯市藩江芹崎から90度(磁針方位)の線以南の大分県海域。 ただし、次のイ、ロ、ハ、二及びホの各点を順次に結んだ線以内 の海域を除く。 イ 佐伯市藩江芹崎 ロ 同市藩江三つ子島南端 ハ 同市藩江屋形島南端チンバチばえ ニ 佐伯市藩江名護屋鼻 ホ 大分県と宮崎県との最大高潮時海岸線における境界点	共第44号の共同漁業権の漁場区域。ただし、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びへの各点を順次に結んだ線以内の海域を除く。 イ 佐伯市きしめき鼻ロ 同市藩江芹崎 ハ 同市藩江三つ子島南端 ニ 同市蒲江三つ子島南端 ニ 同市蒲江屋形島南端チンバチばえ 本 佐伯市蒲江名護屋鼻 木 佐伯市蒲江名護屋鼻	り 同市片白島頂上 ヌ 同市とうどう島頂上 ル とうどう島頂上と佐伯市鼻面鼻とを結んだ線と同市鶴見三 栗島頂上と同市佐伯港灯台とを結んだ線との交点 ヲ 三栗島頂上 ウ 佐伯市鶴見野崎鼻 ヨ 同市鶴見切の鼻 リ 同市鶴見矢石鼻 ソ 矢石鼻と同市鶴見合の瀬とを結んだ線と同市鶴見羽出の鼻と同市鶴見外字土島頂上と向市鶴見か字土島頂上とを結んだ線との交点と同市鶴見所当島頂上を結れだ線との交点と同市鶴見高手島頂上を結らで高り、外字土島頂上
1月1日から 12月31日まで	1月1日から 12月31日まで	1月1日から 12月31日まで	
佐伯市(弥生、本 匠、宇目、直川、 浜水津及び蒲江を 除く。)に住所を 有する者	在伯市譜江大字譜江浦、大字路串浦、大字野々河内浦、大字森崎浦、大字森崎浦、大字規語浦、大字規語(大字規語)、大字九市尾浦、大字規則浦又は大字方。当津浦に住所を	佐伯市浦江大字畑野浦又は大字楠本浦に住所を有する	
定めなし	定めなし	定めなし	

大分県報号外 (告示)

1- 1-9	
いわし、あじ、さばまき網漁業	
(1)隻	
10トン以上 15トン未満	
定めなし	
津久見市沖無垢島東端から90度(磁針方位)の線及びその西側の延長線以南の海域であって、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ及びヨの各点を順次に結んだ線	との交点 ロ 同市沖無垢島東端 ハ 同市将口島高甲岩灯標 ニ 佐伯市上浦浦戸崎から90度(磁針方位)1,000メートルの点 点
1月1日から 12月31日まで	
佐伯市米水津、佐 定2 伯市蒲江大字畑野 浦、大字楠本浦、	
定めなし	

2	<u> </u>	
74t- 4x	1-12 まき網漁業	
	(3 ) (3 ) (3 ) (3 ) (4 ) (4 ) (4 ) (4 )	
	15トン以上 20トン未満	
	定めなし	
	津久見市沖無垢島東端から90度(磁針方位)の線及びその西側の延長線以南の海域であって、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ及びルの各点を順次に結んだ線以内の海域を除いた大分県海域 イ 津久見市沖無垢島東端から270度(磁針方位)の線と陸岸との交点 ロ 同市沖無垢島東端 ハ 同市保戸島高甲岩灯標 ニ 佐伯市上浦蒲戸崎から90度(磁針方位)1,000メートルの点	の海域を除いた大分県海域 イ 佐伯市鶴見崎 ロ イから96度(磁針方位)1,000メートルの点 ロ イから96度(磁針方位)1,000メートルの点 ハ 佐伯市蒲江芹崎 ニ 同市三つ子島南端 ホ 同市屋形島東南端チンバチばえ へ 同市名護屋鼻 ト 大分県と宮崎県との最大高潮時海岸線における境界点
	1月1日から 12月31日まで	
	佐伯市(弥生、本 定x 匠、宇目及び直川 を除く。)に住所 を有する者	浦に住所を有する者
	定めなし	

## 備兆

- 「番号」とは、大分県知事許可漁業の許可又は起業の認可の取扱い方針(令和2年12月1日付け漁管第966号。以下「許可方針」という。)別表第3中の番号をいう。
- 2 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。また、申請期間の欄の「定めなし」とは、申請を受け付ける期間を設けない場合をいう。
- 3 この告示に係る許可の有効期間は、平成30年11月1日から令和3年10月31日までとする。
- 4 この告示に係る許可又は起業の認可には、許可方針に定める内容の条件を付けるものとする。

	令和二年十二月一日	、
		。 場げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定め業について、大分県漁業調整規則(令和二年大分県規則第六十六号)第十一条第一項各号に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第七十条第二号に掲げる小型機船底びき網漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法分県告示第六百八十七号
大分県知事 広		*の認可を申請す 然定を実施するた 第七十条第二号 然定を実施するた
瀬勝		べき期間を次のよい べき期間を次のよい で読み替えて で表別 で表別 でき期間を次のよい でき期間を次のよい
貞		最高 東一項を 東一項を 大び取締り に定め

大分県報号外 (告示)

九

 $\overline{\bigcirc}$ 

1-2-	番		小型機
手 い	漁業種類		小型機船底びき網漁業
(823) (23) (24) (24)	許可等をすべき 船舶の数 (R 2.10.30現在 の許可実績数)		
5 トン 米 <b>満</b>	船舶の総トソ数		
48キロワット 以下	推進機関 の馬力数		
次の①、タ、ソ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びナの各点を順次に結んだ線とナからトに至る間における姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線並びにト、⑥、⑤、④、③、②及び①の各点を順次に結んだ線以内の海域 ク 福岡県行橋市養島頂上と山口県小野田市本山岬南端とを結ぶ線の中央点 ケ 山口県宇部市丸尾崎突端とチの点を結ぶ線と、山口県宇部市大宇沖宇部旧宇部岬漁港防波堤燈台跡に設置した標柱と大分県宇佐市長洲港導流堤燈台とを結ぶ線との交点 ロ 山口県宇部市丸尾崎突端と大分県東国東郡姫島村三ツ石鼻西端とを結ぶ線と、山口県宇部市大宇沖宇部旧早部岬漁港防波堤燈台跡に設置した標柱と大分県東国東郡姫島村競音崎突端とを結ぶ線と、山口県防府市佐波島頂上と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線と、山口県防府市佐波島頂上と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線と、山口県防府市佐波島頂上と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線と、山口県防府市佐波島頂上と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線と、山口県防府市佐波島頂上と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点 ス 大分県東国東郡姫島村姫島燈台とで結ぶ線との交点 ス 大分県東国東郡姫島村近島燈台とで結ぶ線との交点 カー川県宇部市大宇沖宇部川宇部岬漁港防波堤燈台跡に設置した標社と福岡県豊前市宇島港燈台とを結ぶ線と、福岡県行橋市養島頂上と大分県豊後島田市見日長崎鼻突端とを結ぶ線との交点 カーチの点から真方位6度15分の線と、福岡県行橋市養島頂上と大分県豊後島田市見日長崎鼻突端とを結ぶ線との交点 カーチの点から真方位6度15年等時哨海線における境界点 カートルに同口手書時間海岸線における境界点 カートに同口手書時間海岸線における境界点	操業区域	制 限 措 置	
1月1日から 12月31日まで	漁業時期		
中耶町(くり)内は一番馬及(、のりり)の(ない豊を一角(、で)、でもを後有一の(いんを後有(、」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「	漁業を営む 者の資格		
点 を つ	申請期間		

ı		
	1-2	
	手繰第2種ごぎ網漁業	
	0隻(107隻)	
٦,	5 ァ ソ 未 讃	
	48キロワット 以下	
	国東市国東町黒津ノ鼻と山口県熊毛郡上関町八島南端とを結んだ線と大分市関崎と愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬とを結んだ線との間の海域であって、次の(1)及び(2)の海域を除いた大分県海域(1) 国東市国東町黒津ノ鼻と山口県熊毛郡上関町八島南端とを結んだ線と国東市安岐町旧安岐崎灯台から90度(磁針方位)の線との間における国東市の最大高潮時海岸線から6,000メートルの距離の線以内の海域 (2) 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ及びトの各点を順次に結んだ線と下からチに至る間における杵築市及び速見郡日出町の最	県防府市佐波島頂上と大分県豊後高田市高田港燈台とを結ぶ 線との交点 テ 大分県国東市国見町伊美崎突端と山口県山口市竹島頂上と を結ぶ線と、大分県字佐市豊前長洲港導流堤灯台と山口県防 府市野島南端とを結ぶ線との交点 ト 大分県東国東郡姫島の最大高潮時海岸線から8,000メート ルの距離の線と、ツの点とテの点とを結ぶ線の延長線との交点 ナ 大分県東国東郡姫島の最大高潮時海岸線から8,000メート ルの距離の線と、同県東国東郡姫島村姫島燈台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点 エ 大分県国東市国東町富来港燈台 ヌ 山口県宇部市旧宇部港赤燈台とチの点とを結ぶ線の中央点 ネ チの点から真方位6度15分の線上17,000メートルの点 ② 中津市と宇佐市との最大高潮時海岸線における境界点から 22度(磁針方位)の線上4,000メートルの点 ② 豊後高田市白野と同市堅来との最大高潮時海岸線における境界点 から350度(磁針方位)の線上3,000メートルの点 ⑥ 豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点 から350度(磁針方位)の線と3,000メートルの点 ⑥ 豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点 から350度(磁針方位)の線と3,000メートルの点 の交点 ② 豊後高田市白野と同市堅来との最大高潮時海岸線における 境界点から320度(磁針方位)の線と3,000メートルの点 の交点 ② 豊後高田市白野と同市堅来との最大高潮時海岸線における 境界点から320度(磁針方位)の線と7の点とテの点とを結んだ線 との交点 ② 豊後高田市白野と同市堅来との最大高潮時海岸線における 境界点から320度(磁針方位)の線上4,000メートルの点 ※ 豊後高田市白野と同市堅来との最大高潮時海岸線における 境界点から320度(磁針方位)の線上4,000メートルの点
	1月1日から 12月31日まで	
-	国東市、東国東郡 鹿島村、	
•	定めなし	

大分県報号外 (告示)

\_

1,2	1 2	1.2		1
01	+	ω		
手繰第2種 こぎ網漁業	手繰第2種 こぎ網漁業	手繰第2種こぎ網漁業		
0隻(30隻)	0隻(16隻)	(1隻)		
5 トン 来 邁	3トン未満	3 ア ソ 米 謝		·       令
48キロワット 以下	48キロワット 以下	48キロワット 以下		令和二年十二月一日
津久見市と佐伯市との最大高潮時海岸線における境界点から90度(磁針方位)の線と佐伯市蒲江深島頂上から90度(磁針方位) の線との間の海域であって、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチの各点を順次に結んだ線以内の海域並びに次のり、ヌ、ル、	大分市関崎と愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬とを結んだ線と津久 見市と佐伯市上浦との最大高潮時海岸線における境界点から90度 (磁針方位)の線との間の大分県海域	大分市関崎と愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬とを結んだ線と津久見市と佐伯市上浦との最大高潮時海岸線における境界点から90度(磁針方位)の線との間の大分県海域	大高潮時海岸線から2,000メートルの距離の線並びにチ、リ、ヌ、ル及びヲの各点を順次に結んだ線以内の海域 イ 国東市安岐町旧安岐崎灯台 ロ 旧安岐崎灯台から90度(磁針方位)の線上6,000メートルの点 ハ 杵築市美濃崎と大分市胃崎とを結んだ線上美濃崎から1,000メートルの点 ニ 美濃崎と大分市青崎鼻とを結んだ線上美濃崎から1,000メートルの点 ホ 杵築市海辺灯台と大分市青崎鼻とを結んだ線上等辺灯台から1,000メートルの点 トルの点 トルの点 ト 杵築市加貫鼻と美濃崎とを結んだ線上権現鼻から1,000メートルの点 ト 杵築市加貫鼻と大分市大分川河口右岸とを結んだ線上 大崎鼻から2,000メートルの点 1 日出町大神大崎鼻と大分市大分川河口右岸とを結んだ線上大崎鼻から2,000メートルの点 1 日出町大神大崎鼻と大分市大分川河口右岸とを結んだ線と大分市高崎山頂上と北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点とを結んだ線との次点 ヌ 北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点とを結んだ線との点 ル 愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬 リ 大分市関崎	
1月1日から 12月31日まで	9月1日から 翌年の6月30日 まで	9月1日から 翌年の6月30日 まで		
佐伯市(弥生、本 匠、字目、直川及 び蒲江を除く。) に住所を有する者	臼杵市(野津町を 除く。)に住所を 有する者	大分市(大字佐賀 関、大字白本及び 大字一尺屋に 限 え字一尺屋に 限 る。)又は津久見市 (大字保戸島を際く。)に住所を有する者	大字一尺層を際へ。)に住所を有する者	
定めなし	定めなし	定めなし		

_		
	1-6	
	手繰第2 産漁海 業	
	(10)) (10)) (10)) (10)) (10)) (10)) (10)) (10))	
	5 ト マ 未 讃	
	48キロワット 以下	
	津久見市と佐伯市との最大高潮時海岸線における境界点から90度(磁針方位)の線と佐伯市描江深島頂上から90度(磁針方位)の線との間の海域であって、次のイ、ロ、ハ、二、ホ、へ、ト及びチの各点を順次に結んだ線以内の海域並びに次のリ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ及びレの各点を順次に結んだ線以内の海域を除いた大分県海域 イ 津久見市と佐伯市との最大高潮時海岸線における境界点ロ イの点から90度(磁針方位)の線と津久見市保戸島高甲岩と佐伯市大入島唐船鼻	等、ワ、カ、ヨ、タ及びレの各点を順次に結んだ線以内の海域を除いた大分県海域 イ 津久見市と佐伯市との最大高潮時海岸線における境界点ロ イの点から90度(磁針方位)の線と津久見市保戸島高甲岩と佐伯市上浦蒲戸埼とを結んだ線との交点ン 蒲戸埼 に伯市大入島唐船鼻 ホ 唐船鼻と佐伯市鶴見白埼とを結んだ線との交点 へ 野崎鼻 ト 佐伯市衛見均ノ鼻うどの口チ 同市鶴見白埼 リ 佐伯市鶴見宇士鼻 ヌ 宇士鼻と津久見市保戸島高甲岩とを結んだ線との交点
	1月1日から 12月31日まで	
	佐伯市藩江に住所 定めなしを有する者	
	定めなし	

大分県報号外 (告示)

2-3	2-2	
手繰第3種 貝けた網漁業 (三県共通海域)	手繰第3種 貝けた網漁業 (大分県専管海域)	
0隻(76隻)	(75隻)	
5トン未満	5トン未満	
48キロワット 以下	18キロワット以下	
次の①、タ、ソ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びナの各点を順次に結んだ線とナから下に至る間においては姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線並びに下、④、③、②及び①の各点を順次に結んだ線以内の海域 ク 福岡県行橋市蓑島頂上と山口県山陽小野田市大字小野田本山岬南端とを結ぶ線の中央点 ケ 山口県宇部市大字東岐波丸尾崎突東端とチの点を結ぶ線と、山口県宇部市大字東岐波丸尾崎東端と大分県宇佐市長洲漁港導流堤灯台とを結ぶ線との交点 セン大分県宇佐市長洲漁港導流堤灯台とを結ぶ線との交点 市場と登古が線と、山口県宇部市田宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県東国東郡姫島村三ツ石鼻西端とを結ぶ線との交点 サ 山口県防府市向島タズノ鼻突端と大分県東国東郡姫島村観音埼突端とを結ぶ線と、山口県防府市大字江泊竜ヶ崎突端と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端とも結ぶ線との交点 大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端と山口県光市大字室積村シ、大分県東国東郡姫島村丸石鼻突端と山口県光市大字室積村	次のイ、ロ、ハ、二及びホの各点を順次に結んだ線並びにホからイに至る最大高潮時海岸線から5,000メートルの距離の線によって囲まれた海域 イ 大分県と福岡県との最大高潮時海岸線における境界点から18度(真方位)5,000メートルの点 ロ 同上11度45分(真方位)12,300メートルの点 ハ 豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点から339度30分(真方位)10,000メートルの点 ニ 豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点から335度(真方位)7,000メートルの点 ホ 豊後高田市香々地松津ミチズカ西端から308度(真方位)5,000メートルの点	<ul> <li>ヌ 宇土鼻と津久見市保戸島高甲岩とを結んだ線と佐伯市鶴見 白埼と同市鶴見高手島頂上とを結んだ線との交点</li> <li>ル 高手島頂上</li> <li>ラ 佐伯市鶴見先ノ瀬頂上</li> <li>ワ 佐伯市鶴御埼</li> <li>カ 同市蒲江洋埼</li> <li>ヨ 同市蒲江深島東端</li> <li>タ 同市蒲江深島東端</li> <li>レ 大分県と宮崎県との最大高潮時海岸線による境界点</li> </ul>
11月10日から 翌年の4月19日 まで。ただし、 ①、タ、ソ、 ク、ケ、コ、 ・・、ス、ネ、 ・・、、金、②、②、②、 及び①の谷点を 順次に結んだ線 によって囲まれ た海域にあって は、11月10日か ら翌年の3月18 日までとする。	10月8日から 11月9日まで	
中津市(三光、本 5 邦馬渓町、耶馬渓町、耶馬渓町、耶馬渓町 7 邦馬渓 く。)、守 在 市 (安心院町及び院町及び院内町を際く。)又は豊後島田市に住所を有する者であって、手線第2種にぎ観漁業の許可を有する者	中津市 (三光、本	
定めなし	定めなし	

	令和二手十二月一日 -
② 人が宗章校青山市四四東下拓第 2 上区北東端から燃射万世 323度45分の線上6,600メートルの点 323度45分の線上6,600メートルの点 323度45分の線上6,940メートルの点 ける境界点から350度の線上6,940メートルの点 大分県豊後青田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点から350度の線と、ツの点とテの点とを結ぶ線と	
ルル	
郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点 ヌ 山口県宇部市旧宇部港赤灯台(北緯33度56分12秒、東経 131度13分57秒)とチの点とを結ぶ線の中央点 ネ チの点から真方位6度15分の線上チの点から17,000メート	
点 ナ 大分県東国東郡姫島の最大高潮時海岸線から8,000メート ルの距離の線と、同県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛	
防府市野島南端とを結ぶ線との交点 ト 大分県東国東郡姫島の最大高潮時海岸線から8,000メート ルの距離の線と、ツの点とテの点とを結ぶ線の延長線との交	
台とを結ぶ線との交点 テ 大分県国東市国見町伊美権現崎突端と山口県山口市竹島頂 上とを結ぶ線と、大分県宇佐市長洲漁港導流堤灯台と山口県	
ツ 山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱 と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端とを結ぶ線と、山口 県防府市佐波島頂上と大分県豊後高田市豊後高田港導流堤灯	
ターチの点から真方位6度15分の線と、福岡県行橋市蓑島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結ぶ線との交点チー大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端(灯台跡)に設置した標識から真方位296度20分80メートルの点	
<ul><li>只</li></ul>	
杵崎西端とを結ぶ線と、山口県防府市佐波島頂上と山口県熊 毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点 ス 大分県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝 島西端とを結ぶ線と、山口県光市大字室積村杵崎西端と大分 県国東市国東港富来地区北防波堤旧灯台跡とを結ぶ線との交	

သ လ ဘ	3 2 - 2 -
手繰第2種 自家用餌料びき網 漁業	型 主
定めなし (1隻)	(2 多な (2 <del>)</del> ( 2 <del>)</del>
5トン未満	5 マ 火 満 議
48キロワット 以下	48キロワット 以下
(1) 次のイ、ロ、ハ、二及びイの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた海域 イ 国東市国東町深江北側防波堤突端から75度(磁針方位)の 線上800メートルの点 ロ 同線上1,800メートルの点 ハ 国東市国東町富来浦柳追三ッ石から65度(磁針方位)の線 上1,800メートルの点 ニ 同線上800メートルの点 (2) 次のイ、ロ、ハ及び二の各点を順次に結んだ線以内の海域 イ 国東市国東町黒津ノ鼻計石 の点	(1) 次のイ、ロ、ハ、二及びイの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた海域 イ 国東市国見町桂崎から350度 (磁針方位) の線上1,800メートルの点 ロ 同線上2,800メートルの点 ロ 同線上1,500メートルの点 ハ 国東市国見町琵琶崎から0度 (磁針方位) の線上2,500メートルの点 ニ 同線上1,500メートルの点 ニ 同線上1,500メートルの点 イ 国東市国見町両崎と東国東郡姫島村ス鼻とを結んだ線上両崎から6,00メートルの点 ロ 同線上両崎から1,200メートルの点 ロ 同線上全比羅鼻から1,200メートルの点 ニ 同線上全比羅鼻から6,00メートルの点 ニ 同線上全比羅鼻から6,00メートルの点 イ 国東市国東町大崎と東国東郡姫島村ハイタテ鼻とを結んだ線上 乗れた海域 イ 国東市国東町大崎と東国東郡姫島村ハイタテ鼻とを結んだ 線上大崎から8,00メートルの点 ロ 同線上大崎から1,800メートルの点 ロ 同線上大崎から1,800メートルの点 ロ 同線上大崎から1,800メートルの点 ロ 同線上大崎から1,800メートルの点 ニ 同線上大崎から1,000メートルの点 ニ 同線上大崎から1,000メートルの点 ニ 同線上大崎から1,000メートルの点
5月1日から 11月30日まで	5月1日から 11月30日まで
共第9号の組合員 ) 行使権者又は漁業 権者が操業を認め た者	共第7号の組合員 一
周年	西 中

2- 3-13	2- 3-12	2- 3-7	3-6	
手繰第2種 自家用餌料びき網 漁業	手線第2種 自家用餌料びき網 漁業	手繰第2種 自家用餌料びき網 漁業	手繰第2種 自家用餌料 びき網 漁業	
定めなし (1隻)	定めなし (6隻)	定めなし (1隻)	定めなし (1 隻)	
3トン未満	3トン未満	5トン未満	5トン未満	
48キロワット 以下	48キロワット 以下	48キロワット 以下	48キロワット 以下	
(1) 次のイ、ロ、ハ、二及びイの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた海域 イ 津久見市地無垢島西端と同市楠屋鼻とを結んだ線上地無垢 島西端から700メートルの点 ロ 楠屋鼻と地無垢島西端とを結んだ線上楠屋鼻から2,000メ	次のイ、ロ、ハ、二及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域 イ 津久見市地無垢島西端 ロ 同市楠屋鼻と地無垢島西端とを結んだ線上楠屋鼻から2,000メートルの点 ハ 同市大字千怒と大字日見との境界点と地無垢島西端とを結んだ線上同境界点から700メートルの点 ニ 同市観音崎と地無垢島西端とを結んだ線上観音崎から3,250メートルの点	次のイ、ロ、ハ、二、ホ、へ及びトの各点を順次に結んだ線以内の海域 イ 杵築市奈多八幡神社鳥居南端 ロ 同鳥居南端と市杵島頂上とを結んだ線の延長線上最大高潮時海岸線から1.500メートルの点 ニ 美濃崎から128度(磁針方位)の線上1.500メートルの点 ニ 美濃崎から160度(磁針方位)の線上1.500メートルの点 ホ 美濃崎から198度(磁針方位)の線上1.500メートルの点 ホ 美濃崎から198度(磁針方位)の線上1.500メートルの点 ト 大字狩宿と大字守江との境界点(黒石)から218度 (磁針方位)の線上1.500メートルの点	次のイ、ロ、ハ、二及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域  イ 国東市安岐町安岐港北側防波堤の突端から90度(磁針方位)500メートルの点 ロ 同線上1,500メートルの点 ハ 安岐港北側防波堤突端から140度(磁針方位)1,400メートルの点 ニ 安岐港北側防波堤突端から184度(磁針方位)1,000メートルの点	ハ 国東市国東町治郎丸堀切から120度(磁針方位)の線上 2,000メートルの点 ニ 治郎丸堀切
1月1日から 12月31日まで	1月1日から 12月31日まで	5月1日から	5月1日から 11月30日まで	
共第28号の組合員   行使権者又は漁業 権者が操業を認め た者	津久見市 (大字保 ) 戸島を除く。) に 住所を有する者	共第12号及び共第113号の組合員行使13号の組合員行使権者又は漁業権者が操業を認めた者	共第11号の組合員 月行使権者又は漁業権者が操業を認めた者	
周年	周年	周年	周年	

54	1 2	2- 4-2	2- 3-14	
なまごごさ (なまごけた) 網漁業	手繰第2 (3) 種	手繰第2種 なまここぎ網漁業	手繰第2種 自家用餌料びき網 漁業	
(17隻)	0 美	(9 )	定めなし (7隻)	
	3トン未満	3トン <sub>未</sub> 満	3トン未満	
7	48キロワット	48キロワット 以下	48キロワット 以下	
	共第13号及び共第14号の共同漁業権の漁場区域内	共第3号の共同漁業権の漁場区域内	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域 イ 津久見市楠屋鼻と同市地無垢島西端とを結んだ線の中央点と同市高井島頂上とを結んだ線と同市貴船島頂上と同市地無垢島東端とを結んだ線との交点 ロ 津久見市楠屋鼻と同市地無垢島西端とを結んだ線の中央点 ハ 大分市申ヶ鼻と津久見市保戸島押上鼻とを結んだ線と日杵市天神ヶ鼻から1,500メートルの点とロの点とを結んだ線と日杵市天神ヶ鼻から同市津久見島南端を見通した線の延長線上ハの点から1,100メートルの点 ホ ロの点と津久見市地無垢島西端とを結んだ線上ロの点から1,000メートルの点 へ イの点と津久見市地無垢島東端とを結んだ線上イの点から1,000メートルの点	ートルの点 ハ 津久見市大字日見平ばえ1番地(白熊鼻)と地無垢島西端とを結んだ線上白熊鼻から700メートルの点ニ 津久見市観音崎と地無垢島西端とを結んだ線上観音崎から3,250メートルの点 (2) 次のイ、ロ及びハの各点を順次に結んだ線以内の海域イ 津久見市大字長目字小楠屋2569の1番地(天神ヶ浦南端)ロ 天神ヶ浦南端と津久見市黒岩灯標とを結んだ線の延長線との交点 押筒東端と大字長目押前鼻南端とを結んだ線の延長線との交点 押前鼻南端
機 ( つ 3 月 3 1 日 ( ) 日	11月1日から	11月1日から 翌年の3月20日 まで	11月1日から 翌年の5月31日 まで	
組合貝行便権者人は漁業権者が操業を認めた者	当該共同漁業権の	当該共同漁業権の 組合員行使権者又 は漁業権者が操業 を認めた者	大分市 (大字馬場、大分市 (大字馬場、大字本神崎、 大字本神崎、 大字大平、大字市 生木、大字布賀團、大字白木及び大字 一 尺 屋 に 題 (ただし、野神町 を際く。) 、 日 本 市 (ただし、野神町 を でんさい (ただし、野神町 を でんがん。) 又は 神 する 者	
	定めなし	定めなし	周年	

				411	400 50	4= 1:
6-3	2- 6-2	5-9	2- 5-8	5-7	5-6	5-5
手繰第3種 なまこけた網漁業	手繰第3種 なまこけた網漁業	手繰第2種 なまここぎ網漁業	手線第2種 なまここぎ網漁業	手繰第2 (3) 種 なまここぎ (なま こけた) 網漁業	手繰第2 (3) 種 なまここぎ (なま こけた) 網漁業	手繰第2 (3) 種 なまここぎ (なま こけた) 網漁業
定めなし (3隻)	完めなし (3隻)	(2 ) ( 2 ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	(3 ) (3 ) (3 ) (3 ) (4 ) (5 ) (6 ) (6 ) (6 ) (6 ) (7 ) (7 ) (7 ) (7	(3)度	(8)度	(15隻)
3トン未満 満	3ァソ 米 護	10トン未満	10トン未満	3 トン未 満	3 トン <sub>未</sub> 満	3 <sup>ト</sup> ン 未 満
定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	48キロワット 以下	48キロワット 以下	48キロワット 以下
共第34号の共同漁業権の漁場区域内	共第33号の共同漁業権の漁場区域内	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びへの各点を順次に結んだ線以内の 海域 イ 臼杵市と津久見市との境界点(落水の大石) ロ イから358度22分(真方位)500メートルの点 ハ 津久見市大字長目楠屋鼻から地無垢島最北端見通し線上 500メートルの点 ニ 津久見市大字長目楠屋鼻から同市大字保戸島押上鼻見通し 線上500メートルの点 ホ 津久見市大字日見字平ばえ1番地(白熊鼻)から同市楠屋 鼻見通し線上700メートルの点 へ 津久見市大字日見字平ばえ1番地(白熊鼻)	次のイ、ロ、ハ及び二の各点を順次に結んだ線以内の海域 イ 臼杵港白灯台 ロ 臼杵川河口中央点と津久見島頂上とを結んだ線と臼杵港白 灯台と赤灯台とを結んだ線との交点 ハ 津久見島頂上 ニ 臼杵市大字板知屋青ビダ黒石	共第18号の共同漁業権の漁場区域内	共第17号の共同漁業権の漁場区域内	共第16号の共同漁業権の漁場区域内
10月1日から 翌年の3月31日 まで	10月1日から 翌年の3月31日 まで	12月1日から 翌年の2月28日 まで	12月1日から 翌年の3月31日 まで	11月1日から 翌年の3月31日 まで	11月1日から 翌年の3月31日 まで	11月1日から 翌年の3月31日 まで
当該共同漁業権の 組合員行使権者又 は漁業権者が操業	当該共同漁業権の 組合員行使権者又 は漁業権者が操業 を認めた者	共第28号の組合員 行使権者又は漁業 権者が操業を認め た者	共第27号の組合員 行使権者又は漁業 権者が操業を認め た者	当該共同漁業権の 組合員行使権者又 は漁業権者が操業 を認めた者	当該共同漁業権の 組合員行使権者又 は漁業権者が操業 を認めた者	当該共同漁業権の組合員行使権者又組合員行使権者が提業は漁業権者が操業を認めた者
周年	周年	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし

大分県報号外 (告示)

一 九

和
— 年 十
月
Е

 $\frac{-}{\bigcirc}$ 

围 年	当該共同漁業権の 周年 組合員行使権者又 は漁業権者が操業 を認めた者	10月1日から 翌年の3月31日 まで	共第37号の共同漁業権の漁場区域内	定めなし	3トン未 満	定めなし (5隻)	手繰第3種 なまこけた網漁業	6-6
曹 年	当該共同漁業権の 周年 組合員行使権者又 は漁業権者が操業 を認めた者	10月1日から 翌年の3月31日 まで	共第36号の共同漁業権の漁場区域内	定めなし	3トン未 満	定めなし (4隻)	手繰第3種 なまこけた網漁業	6-5 6-5
再年	当該共同漁業権の 周年 組合員行使権者又 は漁業権者が操業 を認めた者	10月1日から 翌年の3月31日 まで	共第35号の共同漁業権の漁場区域内	定めなし	3トン 未 遺	定めなし (3隻)	手繰第3種 なまこけた網漁業	6-4 6-4
	を認めた者							

## 備兆

ω Ν

2

- 「番号」とは、大分県知事許可漁業の許可又は起業の認可の取扱い方針(令和2年12月1日付け漁管第966号。以下「許可方針」という。)別表第3中の番号をいう。
- この告示に係る許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業種類の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。また、申請期間の欄の「定めなし」とは、申請を受け付ける期間を設けない場合をいう。
- (1) 番号2-1-1及び2-1-2 平成30年5月11日から令和3年5月10日まで
- 番号21.3から21.6まで及び2-5-8から2-6-6まで 平成30年9月1日から令和3年8月31日まで
- 番号2-3-2から2-3-13まで 令和元年9月1日から令和4年8月31日まで
- ) 番号242から2-5-7まで 令和2年11月1日から令和5年10月31日まで
- この告示に係る許可又は起業の認可には、許可方針に定める内容の条件を付けるものとする。

大分県知事 広 瀬 勝 貞	令和二年十二月一日	各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のようにしき緱漁業について、大分県漁業調整規則(令和二年大分県規則第六十六号)第十一条第一項	等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第七十条第三号に掲げる瀬戸内海機船船び	第四十二条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り	漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	大分県告示第六百八十八号	·······

大分県報号外 (告示)

 $\stackrel{-}{=}$ 

 $\stackrel{--}{=}$ 

					制 限 措 置			
吊	漁業種類	許可等をすべき 船舶の数 (R 2 .10.30現在 の許可実績数)	船舶の総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む 者の資格	申請期間
φ	瀬戸内海機船	0隻	5トン以上	143キロワット	次のイ、ロ、ハ、二及びホの各点を順次に結んだ線以西の海域	1月1日から	速見郡日出町に住 定めなし	定めなし
Ţ	船びき網漁業	(6 痩)	10トン未満	N. F.		12月31日まで	所を有する者	

### 備老

- 3 2 1 「番号」とは、大分県知事許可漁業の許可又は起業の認可の取扱い方針(令和2年12月1日付け漁管第966号。以下「許可方針」という。)別表第3中の番号をいう。
  - 申請期間の欄の「定めなし」とは、申請を受け付ける期間を設けない場合をいう。
- この告示に係る許可の有効期間は、令和元年9月1日から令和4年8月31日までとする。
- この告示に係る許可又は起業の認可には、許可方針に定める内容の条件を付けるものとする。

大分県知事 広 瀬 勝 貞	

大分県報号外 (告示)

 $\stackrel{-}{\equiv}$ 

二四

4いわし機船船びき定めなし1-5網漁業(8隻)	4 いわし機船船びき 0隻 14 網漁業 (20隻)	4 いわし機船船びき 0隻1-3 網漁業 (4隻)	番号許可等をすべき 船舶の数 (R 2.10.30現在 の許可実績数)	機船船びき網漁業
分なった。	5 ア ソ 議	5 トン 未 遺	船舶の総トン数	
治めなし	330キロワット 以下	330キロワット 以下	推進機関 の馬力数	
次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ及びルの各点を順次に結んだ線以内の海域 イ 臼杵川河口将棋頭とガニばえとを結んだ線の中央点 ロ 大字佐志生小三ッ子島最南端と大字下ノ江殿がはえとを結んだ線の延長線とイと津久見島山頂とを結んだ線との交点 ハ 殿がはえ ニ 殿がはえから津久見島立ばえ見通し線上450メートルの点 ホ 大字下ノ江小松岩から地無垢島南端見通し線上250メートルの点 ルが早から地無垢島南端見通し線上250メートルの点	国東市と杵築市の境界点と愛媛県佐田岬とを結んだ線と杵築市と日出町の境界点から173度(真方位)の線との間の大分県海と日出町の境界点から173度(真方位)の線との間の大分県海域。ただし、杵築市住吉浜突端、同市守江灯台及び同市権現鼻の各点を順次に結んだ線以内の海域並びに北緯33度20.9667分・東経131度52.7183分(旧別府湾第1号灯浮標)の点と北緯33度18.8417分・東経131度41.0533分(旧別府湾第3号灯浮標)の点を結んだ線の延長線以南の海域を除く。	次のイ、ロ、ハ及び二の各点を順次に結んだ線以西の海域 イ 杵築市美濃崎 ロ イと大分市踊鼻とを結んだ線と北緯33度19.9分・東経131度 46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点と高崎山頂上とを結 んだ線との交点 ハ イと大分市1号埋立地北東端角とを結んだ線と北緯33度 19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点 と高崎山頂上とを結んだ線との交点 と高崎山頂上とを結んだ線との交点 ニ 大分市1号埋立地北東端角 ただし、共第17号の漁場区域のうち、春木川河口から88度(真 ただし、共第17号の漁場区域のうち、春木川河口から88度(真 方位)の線以南の距岸900メートル以内の海域、共第17号以外の 共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域 を除く。	操業区域	制 限 措 置
1月1日から 12月31日まで	1月1日から 12月31日まで	1月1日から 12月31日まで	漁業時期	
臼杵市(野津町を 際へ。)に住所を 有する者	杵築市(山香町及 び大田を除く。) に住所を有する者	別府市平道、内 竈、古市町、亀川 浜田町、亀川東 町、上人ヶ浜町、 亀川中央町、亀川 四の湯町又は平田 町に住所を有する 者	漁業を営む 者の資格	
田中	定めなし	定めなし	申請期間	

4- 2-2	4- 2-1	4- 1-13	4- 1-12	4- 1-11	4- 1-10	4- 1-9	4- 1-7	
さより機船船びき 網漁業	さより機船船びき網漁業	いわし機船船びき 網漁業	いわし機船船びき網漁業	いわし機船船びき網漁業	いわし機船船びき網漁業	いわし機船船びき網漁業	いわし機船船びき網漁業	
定めなし (1隻)	定めなし (32隻)	定めなし (7隻)	定めなし (8隻)	定めなし (4隻)	定めなし (4隻)	定めなし (4隻)	定めなし (2隻)	
5トン未満	5トン未満	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	
定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	
共第8号の共同漁業権の漁場区域内	大分県と福岡県の境界点から6度15分(真方位)の線と豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線との間の大分県海域	共第43号の共同漁業権の漁場区域内	共第38号及び共第41号の共同漁業権の漁場区域並びに佐伯市上 浦三ツ石と同市鶴見宇土崎とを結んだ線以西の海域。ただし、共 同漁業権の漁場区域を除く。	佐伯市上浦三ツ石と同市鶴見宇土崎とを結んだ線以西の海域。 ただし、共第32号、共第33号、共第34号、共第35号、共第37号、 共第38号及び共第39号の共同漁業権の漁場区域を除く。	佐伯市上浦三ツ石と同市鶴見宇土崎とを結んだ線以西の海域。 ただし、共第32号、共第34号、共第36号、共第37号、共第38号及 び共第39号の共同漁業権の漁場区域を除く。	佐伯市上浦三ツ石と同市鶴見宇土崎とを結んだ線以西の海域。 ただし、共第32号、共第35号、共第36号、共第37号、共第38号及 び共第39号の共同漁業権の漁場区域を除く。	津久見市大字長目楠屋鼻と津久見市大字網代観音崎とを結んだ線以西の海域。ただし、津久見市大字網代字奥5666番地(落水)から358度22分(真方位)の線以東の海域を除く。	ト へから大字風成風成鼻見通し線上200メートルの点 チ 殿がはえから津久見島立ばえ見通し線上1,000メートルの点 リ イから津久見島山頂見通し線の延長線と共第27号区画線と の交点 ヌ 津久見島山頂 ル 大字深江ヤケガ鼻
1月1日から 12月31日まで	3月1日から6月30日まで	1月1日から 12月31日まで	1月1日から 12月31日まで	1月1日から 12月31日まで	1月1日から 12月31日まで	1月1日から 12月31日まで	1月1日から 12月31日まで	
東国東郡姫島村に 住所を有する者	中津市(三光、本 耶馬渓町、耶馬溪 町及び山国町を除 く。)、宇佐市 (安心院町及び院 内町を除く。)又 は豊後高田市に住 所を有する者	佐伯市米水津に住 所を有する者	佐伯市鶴見に住所 を有する者	佐伯市大字荒網代 浦に住所を有する 者	佐伯市大字高松浦 に住所を有する者	佐伯市大字霞ヶ浦、大字戸穴、大 浦、大字戸穴、大 字海崎又は大字鶴 望(坂之浦)に住 所を有する者	津久見市(大字保 戸島を除く。)に 住所を有する者	
周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	

6-1	5-1	43	41	2.4
あみ機船浮きびき網漁業	しらさ機船浮きびき網漁業	さより、このしろ 機船船びき網漁業	さより、このしろ機船船びき網漁業	さより機船船びき網漁業
定めなし (4隻)	定めなし (10隻)	定めなし (12隻)	定めなし (21隻)	定めなし (3隻)
5トン未満	5 ト ン 未 満	定めなし	5 トン 大 満	5 トン 来 讃
定めなし	定めなし	定めなし	330キロワット 以下	330キロワット 以下
共第1号の共同漁業権の漁場区域内。ただし、共第2号、共第3号、共第4号、共第5号及び共第6号の漁場区域を除く。※ 申請者の住所地の地先共同漁業権は、ただし書から除く。	大分県と福岡県の境界点から6度15分(真方位)の線と豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域を除く。	大分市一尺屋天狗ばえ、津久見市地無垢島西端及び同市字高井の北端を順次に結んだ線以内の海域	国東市国東町黒津ノ鼻から90度(磁針方位)の線と大分関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。	国東市国東町黒津ノ鼻から90度(磁針方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の海域であって、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除いた大分県海域。ただし、杵築市美濃崎と大分市1号埋立地北東端角とを結んだ線以東にあっては、最大高潮時海岸線から5,000メートル以内の海域を除く。
9月20日から 翌年の3月31日 まで	9月1日から 11月20日まで	10月1日から 翌年の5月31日 まで	(さより) 10月1日から 翌年の4月30日 まで (このしろ) 6月1日から 9月30日まで	11月1日から 翌年の3月31日 まで
中津市 (三光、本 耶馬渓町、耶馬渓 町及び山国町を除 く。)、宇佐市 (安心院町及び院 内町を除く。)又 は豊後高田市に住	中津市 (三光、本 耶馬渓町、耶馬渓 町及び山国町を除 く。)、宇佐市 (安心院町及び院 内町を除く。)又 は豊後高田市に住 所を有する者	大分市(大字佐賀 関、大字白木及び 大字一尺屋に 限 大字一尺屋に 限 る。)、 臼杵市 (野 津 町 を 際 へ。)又は津久見市(大字保戸島を 際へ。)に住所を	杵築市(山香町及 び大田を除く。)、 速見郡日出町又は 別府市に住所を有 する者	大分市(旧大分郡 大分市(旧大分郡 野津原町及び旧北 海部郡佐賀関町の 区域を除く。)に 住所を有する者
周年	周年	周年	周年	周年

いか機船船びき網 定めなし 5トン未満 330キロワッ 漁業 (4隻) 以下
いか機船船びき網 定めなし 5トン未満 330キロワッ 漁業 (20隻) 以下 以下
はげ、いか機船船 定めなし 定めなし びき網漁業 (2隻)

二八

4	13-4	4- 13-2	4- 13-1	4- 12-1	4- 11-1
雑魚(モイカ・雑	雑魚機船船びき網漁業	雑魚機船船びき網漁業	雑魚機船船びき網漁業	かつお機船船びき網漁業	ししいか機船船びき網漁業
定めなし	だめなし (8 <del>美</del> )	定めなし (1隻)	完めなし (1隻)	定めなし (2隻)	定めなし (2隻)
定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし
定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし
共第28号の共同漁業権の漁場区域内。ただし、共第109号の漁	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びへの各点を順次に結んだ線以内の 海域 イ 津久見市大字四浦字葉色2221番地の1(ちよきがとも) ロ イ点から358度22分(真方位)1,000メートルの点 ハ 津久見市大字保戸島と大字四浦との境界点(ともうちば え)から大分市蔦島最東端見通し線上700メートルの点 ニ ともうちばえから鶴見町先の瀬見通し線上800メートルの 点 ホ へから愛媛県宇和島市権現山(490メートル)頂上見通し 線上800メートルの点 へ 津久見市と佐伯市との境界点	次のイ、ロ、ハ及び二の各点を順次に結んだ線以内の海域イ 津久見市大字日見字平ばえ1番地(白熊鼻)ロ イから同市楠屋鼻見通し線上700メートルの点ハ ニから358度22分(真方位)1,000メートルの点ニ 津久見市大字網代字奥5666番地(落水)	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びへの各点を順次に結んだ線以内の 海域 イ 臼杵市と津久見市との境界点(落水の大石) ロ イから358度22分(真方位)500メートルの点 ハ 津久見市大字長目楠屋鼻から地無垢島最北端見通し線上 500メートルの点 ニ 津久見市大字長目楠屋鼻から同市大字保戸島押上鼻見通し 線上500メートルの点 ホ へから同市楠屋鼻見通し線上700メートルの点 ホ へから同市楠屋鼻見通し線上700メートルの点 へ 津久見市大字日見字平ばえ1番地(白熊鼻)	共第29号の共同漁業権の漁場区域のうち、臼杵川河口将棋頭とがにばえとを結んだ線の中央点から津久見島頂上見通し線以南の海域	次のイ、ロ、ハ及び二の各直線によって囲まれた海域 イ 大分市筏島と津久見市沖無垢島西端(タイコ礁)とを結ん だ直線 ロ 大分市関崎と津久見市白石とを結んだ直線 ハ 津久見市地無垢島南端と臼杵市津久見島頂上とを結んだ直 線
9月1日から	1月1日から 12月31日まで	1月1日から 12月31日まで	1月1日から 12月31日まで	7月1日から 11月30日まで	10月1日から 翌年の3月31日 まで
津久見市(大字保	津久見市大字四浦 (字荒代及び字鳩 浦を除く。) に住 所を有する者	津久見市大字日見 又は大字網代に住 所を有する者	津久見市(大字日 見、大字網代、大 字四浦及び大字保 戸島を除く。)に 住所を有する者	臼杵市(野津町を 除く。)に住所を 有する者	臼杵市(野津町を 除く。)に住所を 有する者
周年	用年	周年	周 年	周年	周年

_				備老	14-1
4 この告示に係る許可	3 この告示に係る許可	2 制限措置の各欄の「	1 「番号」とは、大分	が	1 魚)機船船びき網 漁業
ては起業の認可には	の有効期間は、令和	定めなし」とは、当	*県知事許可漁業の評		(30隻)
t、許可方針に定める	1元年9月1日から余	<b>i</b> 該許可漁業に関する	:可又は起業の認可の		
この告示に係る許可又は起業の認可には、許可方針に定める内容の条件を付けるものとする。	この告示に係る許可の有効期間は、令和元年9月1日から令和4年8月31日までとする。	制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。また、申請期間の欄の「定めなし」とは、申請を受け付ける期間を設けない場合をいう。	「番号」とは、大分県知事許可漁業の許可又は起業の認可の取扱い方針(令和2年12月1日付け漁管第966号。以下「許可方針」という。)別表第3中の番号をいう。		場区域(旧海洋牧場)を除く。
		. 申請を受け付けるタ	いう。) 別表第3中		翌年の3月31日 まで
		期間を設けない場合る	ロの番号をいう。		翌年の3月31日   戸島を除く。) に   まで   住所を有する者

-					,			
周年	国東市又は東国東	3月1日から	豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線と国	定めなし	定めなし	定めなし	たい1そうごち網	ပုၢ
田	国東市、東国東市、東国東市(口事本、本語、本語、本語、本語、本語、文形、田田田田町、別の大田 大谷中山 (田大子の市(田大治部県町町のの区域を発展のの区域を発展である。) に住場をを発する者	1月1日から 12月31日まで	における最大高潮時海岸線から2,000メートルの距離の線以内 の海域 (3) 次のイ、ロ及びハの各点を順次に結んだ線とハからニに至 る間における杵築市及び速見郡日出町の最大高潮時海岸線か ら2,000メートルの距離の線並びにニ、ホ、へ、ト及びチの各 点を順次に結んだ線以内の海域 イ 美濃崎 ロ 美濃崎と大分市青崎鼻とを結んだ線上美濃崎から2,000メートルの 点 ニ 日出町大神大崎鼻と大分市大分川河口右岸とを結んだ線 上大崎鼻から2,000メートルの点 ホ 日出町大神大崎鼻と大分市大分川河口右岸とを結んだ線 と大分市高崎山頂上と北緯33度19.9分・東経131度46.8950 分(旧別府湾第2号灯浮標)の点とを結んだ線との交点 へ 北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点とを結んだ線 下 佐田岬	別記2のとお り	起門1のとおり	<b>(16</b> 隻)		
周年	中津市(三光、本 - 邦馬渓町、耶馬渓町、耶馬渓町、耶馬渓町 西町を際 く。)、字 在 市 (安心院町及び院 内町を際く。)又 は豊後島田市に住 所を有する者	7月1日から 12月31日まで	大分県と福岡県の境界点から6度15分(真方位)の線と大分市 関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の海域であって、次の(1)、(2)及び(3)の海域を除いた大分県海域 (1) 大分県と福岡県との最大高潮時海岸線における境界点から 6度15分(真方位)の線と、国東市国東町来浦大崎鼻と山口 県熊毛郡上関町祝島北端とを結んだ線の間における最大高潮 時海岸線(姫島周辺にあっては、姫島の最大高潮時海岸線) から5,000メートルの距離の線以内の海域 (2) 国東市国東町来浦大崎鼻と山口県熊毛郡上関町祝島北端と を結んだ線と杵築市美濃崎と大分市関崎とを結んだ線との間	48キロワット 以下	5 トン 未 満	定めなし (3隻)	たい1そうローラ	1-1
申請期間	漁業を営む 者の資格	漁業時期	F	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可等をすべき 船舶の数 (R 2 .10.30現在 の許可実績数)	漁業種類	番号
			制 阻 措置				ごち網漁業	24 ( Ĭ

5 4-1	φ <sub>1</sub> τ	2-1	
かれいローラーごち網漁業	きすローラーごち 網漁業	漁業	
定めなし (1隻)	定めなし (17隻)	(2隻)	
定めなし	定めなし		令
定めなし	定めなし		令和二年十二月一日
大分県と福岡県の境界点から6度15分(真方位)の線と豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線との間の海域であって、共第6号の漁場区域を除いた大分県海域。ただし、共第2号の共同漁業権の漁場区域においては最大高潮時海岸線から2,000メートル以内、その他の区域においては同1,000メートル以内の海域を除く。	大分県と福岡県の境界点から6度15分(真方位)の線と豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、共第2号、共第3号、共第4号及び共第5号の共同漁業権の漁場区域のうち最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域並びに共第6号の共同漁業権の漁場区域を除く。	東市国東町北江鼻から58度(磁針方位)の線との間における大分   12月31日まで 県海域	<b>大分県報号外(告示)</b>
5月11日から 8月31日まで	4月15日から 9月30日まで	12月31日まで	
中連市(三光、本 掲馬溪町、尾馬溪町、 野馬渓町、 馬馬溪町 及び山国町を際へ。)、 守 佑 市 (安心院町及び院別 及町を深へ。)又 内町を添べ。)又 大田で添いる)又 大田で添いる) スカード・	中津市(三光、本郡馬溪町、耶馬溪町、耶馬溪町、耶馬溪町、耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を際へ。)、宇佐市(安心院町及び院内町を除へ。)又は豊後高田市(田西国東郡真玉町の区域を除く。)に住所を有する者	郡姫島村に住所を 有する者	

- 「番号」とは、大分県知事許可漁業の許可又は起業の認可の取扱い方針(令和2年12月1日付け漁管第966号。以下「許可方針」という。)別表第3中の番号をいう。
- 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
- この告示に係る許可の有効期間は、令和元年9月1日から令和4年8月31日までとする。
- この告示に係る許可又は起業の認可には、許可方針に定める内容の条件を付けるものとする。

# 別記 (番号5-1-1関係)

ယ

- 間を除く。)を受けた者にあっては、この限りでない。) 5トン未満(平成14年3月31日時点で許可を受けていた船舶は、7トン未満。ただし、当該船舶について、大分県漁業調整規則第14条第1項第4号の規定による許可(親子兄弟
- 0 48キロワット以下。ただし、次の各号に掲げる船舶にあっては、当該各号に定める馬力数とする。
- (1) 平成14年3月31日時点で許可を受けていた船舶であって、48キロワットを超え330キロワット以下の推進機関を備えていたもの 330キロワット以下。ただし、当該船舶につい て、大分県漁業調整規則第14条第1項第4号の規定による許可(親子兄弟間を除く。)を受けた者にあっては、この限りでない。
- 漁業調整規則第14条第1項第4号の規定による許可(親子兄弟間を除く。)を受けた者にあっては、この限りでない。 平成14年3月31日時点で許可を受けていた船舶であって、330キロワットを超える推進機関を備えていたもの 当該推進機関の馬力数以下。ただし、当該船舶について、大分県

大分県知事 広 瀬 勝 貞	令和二年十二月一日(き期間を次のように定める。	同規則第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請す	(令和二年大分県規則第六十六号)第四条第一項第六号に掲げる小型まき網漁業について、	第四十二条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、大分県漁業調整規則	漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法	大分県告示第六百九十一号	·····

大分県報号外 (告示)

 $\equiv$ 

			令	令和二年十二月一日	大分県報号外 (告示)		三四	四
小型	小型まき網漁業							
					制 限 措 置			
番号	漁業種類	許可等をすべき 船舶の数 (R 2.10.30現在 の許可実績数)	船舶の総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む 者の資格	申請期間
6- 1-1	いわし、あじ、さば まき網(1 そうま き網)漁業	0隻(2隻)	5トン未満	定めなし	大分市関崎(うちをばえ)、高島西端、高島東端、津久見保戸島高甲岩灯標及び佐伯市上浦蒲戸崎を順次に結んだ線以西の海域であって、火光を利用する網漁業の禁止区域を除いた海域	1月1日から 12月31日まで	臼杵市(野津町を 除く。)又は津久 見市(大字保戸島 を除く。)に住所 を有する者	定めなし
6- 1-2	いわし、あじ、さば まき網(1 そうま き網)漁業	0隻(2隻)	5トン未満	定めなし	共第43号の共同漁業権の漁場区域内。ただし、火光を利用する 網漁業の禁止区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	佐伯市米水津に住 所を有する者	定めなし
6- 1-4	いわし、あじ、さば まき網(1 そうま き網)漁業	(2隻)	5トン未満	定めなし	共第45号の共同漁業権の漁場区域内。ただし、火光を利用する網漁業の禁止区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	佐伯市藩江大字藩 江浦又は大字猪申 浦に住所を有する 者	定めなし
74- #1								

## 備光

- 「番号」とは、大分県知事許可漁業の許可又は起業の認可の取扱い方針(令和2年12月1日付け漁管第966号。以下「許可方針」という。)別表第3中の番号をいう。
- 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。また、申請期間の欄の「定めなし」とは、申請を受け付ける期間を設けない場合をいう。
- この告示に係る許可の有効期間は、平成30年11月1日から令和3年10月31日までとする。
- この告示に係る許可又は起業の認可には、許可方針に定める内容の条件を付けるものとする。

大分県知事 広 瀬 勝 貞	令和二年十二月一日き期間を次のように定める。	規則第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべ(令和二年大分県規則第六十六号)第四条第一項第九号に掲げる棒受け網漁業について、同	第四十二条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、大分県漁業調整規則	漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法(オリーデン)	大分县告示第六百九十二号	······

大分県報号外 (告示)

三五

7- 1-1	番号		奉受
いわし、あじ、さば棒受け網漁業	漁業種類		棒受け網漁業
定めなし (7隻)	許可等をすべき 船舶の数 (R 2.10.30現在 の許可実績数)		
定めなし	船舶の総トン数		
定めなし	推進機関 の馬力数		
共同漁業権(申請者の住所地の地先共同漁業権に限る。)の漁 1月1日から 場区域内。ただし、火光利用の禁止区域を除く。 12月31日ま	操業区域	制 限 措 置	
1月1日から 12月31日まで	漁業時期		
佐伯市(弥生、本 匠、字目及び直川 を除く。) に住所 を有する者	漁業を営む 者の資格		
周年	申請期間		

## 編光

- 「番号」とは、大分県知事許可漁業の許可又は起業の認可の取扱い方針(令和2年12月1日付け漁管第966号。以下「許可方針」という。)別表第3中の番号をいう。
- 2 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
- ω 4 この告示に係る許可の有効期間は、平成30年11月1日から令和3年10月31日までとする。
- この告示に係る許可又は起業の認可には、許可方針に定める内容の条件を付けるものとする。

大分県知事 広 瀬 勝 貞
及び許可又は起業の認可を申請
(令和二年大分県規則第六十六号)第四条第一項第十一号に掲げる刺し網漁業について、同第四十二条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、大分県漁業調整規則
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法大分県告示第六百九十三号

大分県報号外 (告示)

三七

0 24.	8- 1-4 漁業	8- 1-3 漁業	8- 1-2	8- 1-1 漁業	番号		刺し網漁業
さわら流し刺し網 漁業	ぶわら流し刺し網 漁業	さわら流し刺し網漁業	おわら流し刺し網漁業	さわら流し刺し網 漁業	漁業種類		
0 人 (35人)	0 人 (22人)	0 (2 )	0 X (2 X)	0 λ (6 λ)	許可等をすべき 漁業者の数 (R 2.10.30現在 の許可実績数)		
定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	船舶の総トン数		
定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	推進機関の馬力数		
国東市国東町黒津ノ鼻から90度(真方位)の線と大分市関崎と 愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の海域であって、次の海域を除いた大分県海域	豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の海域であって、次の海域を除いた大分県海域 最大高潮時海岸線(姫島周辺にあっては姫島の最大高潮時海岸線)から4,000メートル以内の海域。ただし、杵築市美濃崎と大分市青崎鼻とを結んだ線以西においては、青崎鼻から同線上3,000メートルの点と大分市大分港赤灯台と日出町大神大崎鼻を結んだ線上同灯台から2,000メートルの点とを結んだ線及び最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域	国東市国見町と同市国東町の境界点から63度(磁針方位)の線と国東市と杵築市の境界点から90度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域を除く。	豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線と杵築市美濃崎から90度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、最大高潮時海岸線(姫島周辺にあっては姫島の最大高潮時海岸線)から4,000メートル以内の海域を除く。	大分県と福岡県の境界点から6度15分(真方位)の線と豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域を除く。	操業区域	制 限 措 置	
7月1日から 翌年の1月31日 まで	8月1日から 翌年の1月31日 まで	8月1日から 翌年の1月31日 まで	8月1日から 翌年の1月31日 まで	3月1日から 12月31日まで	漁業時期		
杵築市(山香町及 び大田を除く。)、 速見郡日出町、別	国東市(国見町並びに国東町浜、深江、東堅来、富来江、東略来、富来浦、浜崎及び富来を除く。)に住所を有する者	国東市国東町浜、 深江、東堅来、富 来浦、浜崎又は富 来に住所を有する 者	国東市国見町又は 東国東郡姫島村に 住所を有する者	中津市 (三光、本 耶馬渓町、耶馬溪 町及び山国町を際 く。)、字佐市 (安心院町及び院 内町を除く。)又 は豊後高田市に住 所を有する者	漁業を営む 者の資格		
定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	申請期間		

<b>2</b> ∞	2-4	2-3	2-2	2 8	
W 9H			~ 9H	C 9#	
な 点   グ リ   八 専	に 網 漁 ※ ※	まながつし網漁業	まながつし網漁業	まながっ 組 業	
ながつお・すず流し刺し網漁業	まながつお流し刺し網漁業	まながつお流し刺 し網漁業	ながつお流し刺網漁業	おがつお流し刺網漁業	
ず業で	り	し刺	り座	り座	
定》 (2	(1)	定》 (1	(s) (s)	) (1	
定めなし (27人)	治めなし (6人)	定めなし (10人)	定めなし (7人)	定めなし (11人)	
治	出	定	完	所	
定めなし	治めなし	定めなし	定めなし	定めなし	
定めなし	治めなし	定めなし	定めなし	定めなし	
7	_	l	7	7	
愛い市ら国媛た最美同	愛い市ら崎最国媛た最美同鼻大	国と大道 (分別)	築し岸豊市、線	大分県 田市と国 県 瀬域。 を 際へ。	市ら崎最最実同鼻大
国東市国東町黒津ノ鼻から90度(真方位)の線と大分市関崎と 愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の海域であって、次の海域を除いた大分県海域 最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域。ただし、杵築 市美濃崎と大分市青崎鼻とを結んだ線以西においては、青崎鼻から同線上3,000メートルの点と大分市大分港赤灯台と日出町大神大	国東市国東町黒津ノ鼻から90度(真方位)の線と大分市関崎と 愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の海域であって、次の海域を除いた大分県海域 最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域。ただし、杵築 市美濃崎と大分市青崎鼻とを結んだ線以西においては、青崎鼻から同線上3,000メートルの点と大分市大分港赤灯台と日出町大神大 時鼻を結んだ線上同灯台から2,000メートルの点とを結んだ線及び 最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域	国東市国見町と同市国東町の境界点から63度(磁針方位)の線と国東市と杵築市の境界点から115度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域を除く。	豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線と杵築市美濃崎から90度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、最大高潮時海岸線(姫島周辺にあっては姫島の最大高潮時海岸線)から4,000メートル以内の海域を除く。	大分県と福岡県の境界点から6度15分(真方位)の線と豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域を除く。	最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域。ただし、杵築市美濃崎と大分市青崎鼻とを結んだ線以西においては、青崎鼻から同線上3,000メートルの点と大分市大分港赤灯台と日出町大神大崎鼻を結んだ線上同灯台から2,000メートルの点とを結んだ線及び最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域
東世紀 東田 三 東田 三 東 三 東 三 東 三 東 三 東 三 東 三 東 三 東	東四世紀 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日 1 1 1 1 1	国見町 2.杵築 え。た; 。。た;	日市と行から? (連時) 4,000	語: 西西 で た た し	明 明 ボ 大分: 0000× が 線 洋 洋 洋
単名 非市 八人 発売 銀売 かい	無結 緑市十二球 子上 水道 一 本語 一 本 一 小 本 市 一 上 京 か ら 切 ら ら ら ら ら り ら	と同市 市の境 だし、	関し、東東東東東の、東京、東京、東京、東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東	県の境 現界点 最大	世帯 巻巻 一 市
中 が 総 が か 4,00 中 た た た た の に の に の に の に に の に に の に の に に の に の に の に の に に の に の に に に の に に に に に に に に に に に に に	東 た 等 ら 4,00 車 と る り 点 う ら う ろ り ろ う ろ う ら う ら う ら う ら う ら う ら う ら う ら う	国東町 5界点: 最大高	ずの境 磁針フ (姫 ル リ	東京(から) 現態 (地域) (地域) (地域) (地域) (地域) (地域) (地域) (地域)	ら4,00 鼻とる の点 台から 2,000
590 次 で が が が が が が が が が が が が が	590度 100メー 100メー 大谷 17大分 52,000	Jの境 から11 5潮時	界点から位) 行位) 場周辺 対の海	から 6. 850度 等海岸	00メー (語) (上大分 52,000 メート
(単) 点海の 以ば は は は は は は は は は は は は は は な だ は は な だ は な だ ま な ま な ま な ま ち ま ち ま ち ま ち ま ち ま ち ま ち	(点) (点) (点) (以) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注	界点か .5度( 海岸線	で325の発売の場合の表別の表別のある。	庚15分(	トルだ市メルルの数十人の人人である。
があり なため、 な内の は内の にの にの にの にの にの にの にの にの にの に	真方位)の線と大分市関 海域であって、次の海域 ル以内の海域。ただし、 線以西においては、青崎 大分港赤灯台と日出町ナ ートルの点とを結んだ線 以内の海域	<sup>3</sup> ら63) (磁針) (から4	350度(A 線との間 あっては) を深く。	)(真· ·方位) ·4,000	ルリカの海線以西にお線以西にお 大分港赤灯 大の海域以西にお
一のっ 海お口線で、 域い合う、 でして	のっ 海お灯点或線で、域い合とし、。 でとを	吏(磁 方位) !,000メ	滋針方の大分を語のの大分を記述していた。	方位) の 激 イト	海お灯点域   域い合と 。 てとを
大分に次の浴次の浴がただしただい。	大分で 次の次 次の ない は、 は、 は、 は、 間田田 にん たい にんといる 田田田 たんり	針方( の線 ート)	位) (位) (本) (本) (元) (元)	の義の場合の別という。	ただしただいは、同日田田田おんが
真方位)の線と大分市関崎と 海域であって、次の海域を除 ル以内の海域。ただし、杵築 線以西においては、青崎鼻か 大分港赤灯台と日出町大神大	真方位)の線と大分市関崎と 海域であって、次の海域を除 ル以内の海域。ただし、杵築 線以西においては、青崎鼻か 大分港赤灯台と日出町大神大 ートルの点とを結んだ線及び 以内の海域	立)の との間 ル以内	350度(磁針方位)の線と杵 線との間の大分県海域。ただ あっては姫島の最大高潮時海 を除く。	[5分(真方位)の線と豊後高 数針方位)の線との間の大分 から4,000メートル以内の海域	ル以内の海域。ただし、杵築 線以西においては、青崎鼻か 大分港赤灯台と日出町大神大 ートルの点とを結んだ線及び 以内の海域
					築か大び
1月1日から 12月31日まで	1月1日から 12月31日まで	1月1日から 12月31日まで	1月1日から 12月31日まで	5月1日から 11月30日まで	
ならか	なら	歩ら	り り り か	ひまし	
枠 び 速 帝 ( 町 象 才 県 「 正 ス	枠び速府(町佐除有角ノ貝市= 及費くす	国際有国々な	国東日国田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	中耶町ぐ心を後有津馬及。院除高す市渓び、町く日る	府(町佐除有「甲及劉くす
杵築市(山香町及 び大田を除く。)、 び大田を除く。)、 速見郡日出町、別 府市又は大分市 (旧大分郡野津原 町及び旧北海部郡	本築市(山香町及び大田を除へ。)、 び大田を除へ。)、 選見郡日出町、別 超市又は大分市 (旧大分郡野津原 町及び旧北海部郡 岳賀関町の区域を 系へ。)に住所を 新する者	国東市 ( 除く。) 有する者	国東市国見町又は 東国東郡姫島村に 住所を有する者	中津市(三光、本界馬渓町、耶馬渓町、耶馬渓町、耶馬渓町大野大路町大路町大路市(安へ。)、宇佐市(安小院内町及び院内町及び院内町及び院内町を除く。)又は豊谷際く。)又は豊谷際へ。)では東大路への)では東大路への)では東大路への)では東大路への)では東大路への)では東大路への)では大いた。	府市又は大分市 (旧大分郡野津原 町及び旧北海部郡 町及び旧北海部郡 佐賀関町の区域を 除く。)に住所を
上際出版の大都に、 に、 に 大 都 沢 大 部 沢 に ま に に ま に ま ま に ま ま に ま ま に ま ま に ま れ ま れ	日本の出来の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	(国見町を ) に住所を 当	見問り焼島木島木みる岩	(三光、田川、田川、田川、田川、田川田田、田川田田市、田田田を守佑市市、学佐市市、区で、別で、アンは、田田の田田の田田の田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	は 大 た 来 表 形 海 部 の 区 成 に 住 月
17(別入世段及、別入 門市原郡					) かま 常 或 斤市 原 郡 を を
	周年	周年	周年	周年	

関崎1月1日から杵築市(山香町及業権12月31日までび大田を除く。)、た大速見郡日出町、別角と府市又は大分市ート(旧大分郡野津原	1月1日から 12月31日まで	関業た角ー崎権大とト	国東市国東町黒津ノ鼻から90度(磁針方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の海域であって、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除いた大分県海域。ただし、杵築市美濃崎と大分市1号埋立地北東端角とを結んだ線以東にあっては、最大高潮時海岸線から4,000メート	定めなし	定めなし	定めなし (13人)	さす流し刺し網漁業	ည် ထ
3度(磁針方位)の線     1月1日から     国東市(国見町を 原く。)に住所を を除く。       1方位)の線との間の     12月31日まで 行する者     12月31日まで 行する者	1月1日から 12月31日まで	3度 (磁針方位) の線 方位) の線との間の ;を除く。	国東市国見町と同市国東町の境界点から63度(磁針方位)の線と国東市と杵築市の境界点から115度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	定めなし	定めなし	定めなし (8人)	さす流し刺し網漁業	57.4
(磁針方位)の線と杵 1月1日から 東国東郡姫島村に 間の大分県海域。ただ 12月31日まで 住所を有する者 111号及び共第12号の共	1月1日から 12月31日まで	(磁針方位)の線と杵間の大分県海域。ただ11号及び共第12号の共	豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線と杵築市美濃崎から90度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、共第7号、共第9号、共第10号、共第11号及び共第12号の共同漁業権の漁場区域を除く。	定めなし	定めなし	定めなし (19人)	きす流し刺し網漁業	<sup>Σ</sup> <sup>Σ</sup> <sup>Σ</sup> <sup>Δ</sup>
(真方位) の線と豊後高 4月1日から 中津市 (三光、本 方位) の線との間の大分 11月30日まで 耶馬渓町、耶馬溪 1,000メートル以内の海 「	4月1日から 11月30日まで	(真方位)の線と豊後高 方位)の線との間の大分 1,000メートル以内の海	大分県と福岡県の境界点から6度15分(真方位)の線と豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域を除く。	定めなし	定めなし	定めなし (3人)	きす流し刺し網漁業	5-1
(真方位) の線と大分市関崎と 7月1日から 杵築市(山香町及海域であって、次の海域を除 12月31日まで び大田を除く。)、 速見郡日出町、別トル以内の海域。ただし、杵 だ線以西においては、青崎鼻分市大分港赤灯台と日出町大 1,000メートルの点とを結んだ にートル以内の海域 佐賀関町の区域を有する者	7月1日から 12月31日まで	方位)の線と大分市関略と	国東市国東町黒津ノ鼻から90度(真方位)の線と大分市関崎と 愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の海域であって、次の海域を除いた大分県海域 最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域。ただし、杵 築市美濃崎と大分市青崎鼻とを結んだ線以西においては、青崎鼻 から同線上3,000メートルの点と大分市大分港赤灯台と日出町大 神大崎鼻を結んだ線上同灯台から2,000メートルの点とを結んだ 線及び最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域	定めなし	定めなし	だめなし (7人)	そうだがつお流し 刺し網漁業	4-1
トルの点とを結んだ線及佐賀関町の区域を 際く。)に住所を 育する者。ただ し、まながつお 流し刺し網漁業 (8-2-4)の許可を 受けた者を除く。	を結んだ線及	- トルの点とを結んだ線及 以内の海域	崎鼻を結んだ線上同灯台から2,000メートルの点とび最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域					

周年	中津市 (三光、本 居那馬渓町、耶馬渓町、耶馬渓	4月1日から 12月31日まで	大分県と福岡県の境界点から6度15分(真方位)の線と豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線との間であっ	定めなし	定めなし	定めなし (8人)	ぼら囲刺し網漁業	8- 9-1
年	東国東郡姫島村に『住所を有する者	7月1日から 12月31日まで	次のイ及び二の線の間で最大高潮時海岸線から4,000メートル以内を除く海域であって、次のイ及び口の線の間においては8,000メートル以内、口及びいの間においては10,000メートル以内、八及び二の間においては6,000メートル以内の海域、並びに共第8号の共同漁業権の漁場区域においては最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域 イ 豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線口 姫島灯台から山口県熊毛郡小祝島西端見通し線 ハ 国東市国東町黒津ノ鼻から山口県熊毛郡八島南端見通し線 ニ 国東市国東町黒津ノ鼻から山口県熊毛郡八島南端見通し線	定めなし	定めなし	定めなし (35人)	くるまえび流し刺し網漁業	& &
年	国東市に住所を有 原する者	7月1日から 12月31日まで	次のイ及び二の線の間で最大高潮時海岸線から4,000メートル以内を除く海域であって、次のイ及び口の線の間においては8,000メートル以内、口及びいの間においては10,000メートル以内、 八及び二の間においては6,000メートル以内の海域 イ 豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線口 東国東郡姫島灯台から山口県熊毛郡小祝島西端見通し線い 国東市国東町黒津ノ鼻から山口県熊毛郡八島南端見通し線 ニ 国東市と杵築市の境界点から90度(磁針方位)の線	定めなし	定めなし	定めなし (4人)	くるまえび流し刺 し網漁業	8-5 8-8
周年	大分市(旧大分郡 原野津原町及び旧北 野津原町及び旧北 海部郡佐賀関町の 区域を除く。)に 住所を有する者	2月1日から5 月31日まで及び 10月1日から12 月31日まで	杵築市美濃崎と大分市7号埋立地北東端角とを結んだ線以西の 海域。ただし、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴 う漁業補償区域を除く。	定めなし	定めなし	定めなし (2人)	※ さすまき刺し網漁	8- 7-1
周年	大分市(旧大分郡 原野津原町及び旧北野津原町及び旧北海部郡佐賀関町の区域を除く。)に任所を有する者	1月1日から 12月31日まで	次のイ、ロ、ハ、ホ及びニの各点を順次に結んだ線以内の海域。ただし、臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。 イ 別府市と大分市との境界点(両郡橋) ロ イから52度30分(磁針方位)1,700メートルの点 ハ 大分港赤灯台から5度(磁針方位)1,700メートルの点 ニ 乙津泊地東防波堤根基 ホ ニから7度30分(磁針方位)1,700メートルの点	定めなし	定めなし	定めなし (3人)	このしろ流し刺し網漁業	8- 6-1
	町の区域並びに大字佐賀関、大字白字佐賀関、大字白 木及び大字一尺屋を除く。) に住所を有する者		ル以内の海域を除く。					

<u>م</u>	8- 9-14	9-11 <i>l</i> :	8- 9-7	8- 9-6	9-3	9-2 li	
はまち流し刺し網	ぼら囲刺し網漁業	ほら囲刺し網漁業	ほら囲刺し網漁業	ほら囲刺し網漁業	ぼら囲刺し網漁業	ぼら囲刺し網漁業	
定めなし	定めなし (1人)	定めなし (4人)	定めなし (5人)	定めなし (1人)	定めなし (1人)	定めなし (1人)	
定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	
定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	
次のイ、ロ、ハ、二及びホの各点を順次に結んだ線以内の海	次のイ、ロ、二及びハの各点を順次に結んだ線以内の海域イ 津久見市大字日見字平ばえ1番地(白熊鼻)ロ イから同市楠屋鼻見通し線上700メートルの点ハ 津久見市大字網代字奥5666番地(落水)ニ ハから358度22分(磁針方位)1,000メートルの点	共第15号の共同漁業権の漁場区域のうち、杵築市大字狩宿と同市大字守江の境界点(黒石)から180度(磁針方位)の線と杵築市と日出町の境界から180度(磁針方位)の線との間の海域。ただし、杵築市守江灯台と同市高山川右岸埋立北東端角とを結んだ線以内の海域を除く。	共第20号の共同漁業権の漁場区域内	次のイ、ロ、二及びハの各点を順次に結んだ線以内の海域 イ 別府市大字北須賀上人鼻 ロ イから95度(磁針方位)1,700メートルの点 ハ 別府市と大分市の境界点(両郡橋) ニ ハから52度30分(磁針方位)1,700メートルの点	共第16号の共同漁業権の漁場区域のうち、日出町大字大神と同町大字川崎の境界点から180度(磁針方位)の線以東の海域	国東市国見町と同市国東町の境界点から63度(磁針方位)の線と国東市と杵築市の境界点から115度(磁針方位)の線との間であって、最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域※新規の許可については、申請者の住所地の地先共同漁業権の区域	て、最大高潮時海岸線から3.500メートル以内の海域 ※ 新規の許可については、申請者の住所地の地先共同漁業権 の区域
9月1日から	1月1日から 12月31日まで	9月1日から 翌年の4月30日 まで	1月1日から 12月31日まで	1月1日から 12月31日まで	10月1日から 翌年の5月31日 まで	9月5日から 翌年の5月31日 まで	
大分市(旧大分郡	津久見市(大字保 戸島を除く。)に 住所を有する者	枠築市大字守江、 大字大内、大字枠 大字南枠築、 大字猪尾、大字片 野又は大字熊野に 住所を有する者	大分市(旧大分郡 野津原町及び旧北 海部郡佐賀関町の 区域を除く。)に 住所を有する者	別府市に住所を有する者	速見郡日出町大字 大神に住所を有す る者	国東市 (国見町を 除く。) に住所を 有する者	町及び山国町を除く。)、字佐市(安心院町及び院町及び院町及び院内町及び院内を除く。)又は豊後高田市に住所を有する者
周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	

(3人) 域、並びに次のへ、ト、チ、リ及びへの各点を順次に結んだ線に 10月31日まで 野津原町及び旧北よって囲まれた海域 イ 大分市5号埋立地北東端角 イ 大分市5号埋立地北東端角

#### 備考

- 2 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。また、申請期間の欄の「定めなし」とは、申請を受け付ける期間を設けない場合をいう。 「番号」とは、大分県知事許可漁業の許可又は起業の認可の取扱い方針(令和2年12月1日付け漁管第966号。以下「許可方針」という。)別表第3中の番号をいう。
- この告示に係る許可の有効期間は、平成30年11月1日から令和3年10月31日までとする。

ယ

この告示に係る許可又は起業の認可には、許可方針に定める内容の条件を付けるものとする。

		請す	て、	<u></u>	第四	沿	大公		
	令	請すべき期間を次のように定める。	同	和	十	<b>無業</b>	大分県告示第六百九十四号		
	令和二年十二月一日	き 脚	規則	二	二久	法	告		
	年	間	第	大	第	昭	第		
	土	を次	+	分旦	— ॉ百	和一	숨	<	
	月	0	条	規	切の	王	艽	{	
	一 日	よう	第一	則第	規	四年	盂	}	
	Н	定	項	类	ルに	法	号	}	
		定め	各号	十六	基づ	<b>伴</b> 第		{	
		る。	に	号	き	=======================================		}	
			掲げ	第	74	봈		}	
			る車	四久	びび	十上		{	
			ず項	第	同佰	号		}	
大分			に関	一 ॉ	切の	) 笙		}	
県			す	第	規定	五		{	
大分県知事			る制	+	化を	十八		}	令
•			限#	号	実施	条		}	型二
広			指置	掲	がする	にお		}	年上
			及バ	げっ	るた	いって		}	令和二年十二月一日
			許	固	め	読		}	月一
瀬			可	定式	· 大	み麸		{	日
			て、同規則第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申	(令和二年大分県規則第六十六号)第四条第一項第十二号に掲げる固定式刺し網漁業につい	第四十二条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、大分県漁業調整規則	漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法			
勝			起業	組網	県 漁	て進			
/3/3			の	漁	業	東			
			認可	亲に	調整	する			
貞			を由	5	規	同			
			甲	(,	則	法			
									大
									大分県報号外 (告示)
									報
									外
									企
									景
									加
									四四四
									1

9- 3-3	9- 3-2	9- 3-1	9- 2-1	9- 1-2	9- 1-1	帝		固定
沖建網漁業	沖建網漁業	沖建網漁業	雑魚建網漁業	えび建網漁業	えび建網漁業	漁業種類		固定式刺し網漁業
定めなし (39人)	定めなし (42人)	定めなし (49人)	定めなし (34人)	定めなし (12人)	定めなし (21人)	許可等をすべき 漁業者の数 (R 2.10.30現在 の許可実績数)		
定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	船舶の総トン数		
定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	推進機関の馬力数		
(第1海域) 国東市国東町黒津ノ鼻から90度(磁針方位)の線、日出町大崎 鼻と大分市5号埋立地北東端角とを結んだ線並びに次のイ、ロ、 ハ、ニ、ホ及びへの各点を順次に結んだ線の間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。 イ 大分市1号埋立地北東端角	国東市国見町と同市国東町の境界点から63度(磁針方位)の線と国東市と杵築市の境界点から115度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線と杵築市美濃崎から90度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	平成16年3月15日付けで、港湾管理者である大分県知事と大分県漁業協同組合長との間で締結された「大分港西大分地区西大分泊地における港湾改修事業と大分港港湾区域内での漁業の操業に関する協定書」の別添図面-2で示された固定式さし網漁業(雑魚建網漁業)の操業区域。ただし、海上人命安全条約(SOLAS条約)に対応した港湾施設保安区域を除く。	平成16年3月15日付けで、港湾管理者である大分県知事と大分県漁業協同組合長との間で締結された「大分港西大分地区西大分泊地における港湾改修事業と大分港港湾区域内での漁業の操業に関する協定書」の別添図面-2で示された固定式さし網漁業(えび建網漁業)の操業区域。ただし、海上人命安全条約(SOLAS条約)に対応した港湾施設保安区域を除く。	大分県と福岡県の境界点から6度15分(真方位)の線と豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線との間であって、最大高潮時海岸線から3,500メートル以内の海域	操業区域	制 限 措 置	
3月1日から 10月31日まで	1月1日から 12月31日まで	1月1日から 12月31日まで	1月1日から 12月31日まで	4月1日から 10月31日まで	1月1日から 12月31日まで	漁業時期		
杵築市(山香町及び大田を除く。)、び大田を除く。)、速見郡日出町又は 別府市に住所を有	国東市 (国見町を 除く。) に住所を 有する者	国東市国見町又は 東国東郡姫島村に 住所を有する者	大分県漁業協同組 合大分支店に所属 する組合員	大分県漁業協同組 合大分支店に所属 する組合員	共第1号の組合員 行使権者又は漁業 権者が操業を認め た者	漁業を営む 者の資格		
周年	周年	周年	周年	周年	周年	申請期間		

9- 3-5		3.4 9	
沖建網漁業		沖 建網 漁業	
定めなし (3人)		定めなし (36人)	
定めなし		京 な C	
定めなし		定 め か し	
国東市国東町黒津ノ鼻から90度(磁針方位)の線と次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、及びへの各点を順次に結んだ線との間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。 イ 大分市1号埋立地北東端角 ロ イから美濃崎見通し線上2,000メートルの点	(第2海域) 日出町大崎鼻と大分市5号埋立地北東端角とを結んだ線以西の 海域。ただし、共同漁業権の漁場区域及び住吉泊地を除く。	へ、大分港中防波堤西端から美濃崎見通し線上2,000メートルの点  二 大分港中防波堤東端から北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点見通し線上2,500メートルの点  本 北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点見通し線上2,500メートルの点  本 北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点見通し線上2,500メートルの点  (第2海域) 日出町大崎鼻と大分市5号埋立地北東端角とを結んだ線以西の海域。ただし、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。  (第1海域) 国東市国東町黒津ノ鼻から90度(磁針方位)の線、日出町大崎鼻と大分市5号埋立地北東端角とを結んだ線の間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域、乙津泊地及び鶴崎泊地を除く。  (第1海域)  本 大分市1号埋立地北東端角とを結んだ線の間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域、乙津泊地及び鶴崎泊地を除く。  イ 大分市1号埋立地北東端角とを結んだ線の間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域、乙津泊地及び鶴崎泊地を除く。  イ 大分市1号埋立地北東端角と表上2,000メートルの点  イ 大分港中防波堤西端から美濃崎見通し線上2,000メートルの点  トルの点  本 北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯	
3月1日から 10月31日まで	1月1日から 12月31日まで	1月1日から 12月31日まで 12月31日まで 10月31日まで	
大分市大字馬場、 周 大字本神崎、大字 大平、大字志生木 又は大字木佐上に 住所を有する者		大分市 (旧大分郡 馬野津原町及び旧北海部郡府賀関町の 区域を際く。) に 住所を有する者	
周年		四 (中)	

9- 6-1	9- 4-1	
このしろ沖建網漁1 業	たい及びはまち 曲建網漁業	
定めなし (5人)	定めなし (1人)	
定めなし	定めなし	
定めなし	定めなし	
共第27号の共同漁業権の漁場区域のうち、臼杵市諏訪がにばえ 灯台と津久見島頂上とを結んだ線の延長線以北の海域	共第21号の共同漁業権の漁場区域内	ハ 大分港中防波堤西端から美濃崎見通し線上2,000メートルの点 の点 二 大分港中防波堤東端から北緯33度19.9分・東経131度 46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点見通し線上2,500メ ートルの点 ホ 北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯 浮標)の点
8月1日から 翌年の4月30日 まで	1月1日から 12月31日まで	
日杵市大字中津浦 に住所を有する者 であって、当該共 同漁業権の組合員 行使権者又は漁業 権者が操業を認め た者	当該共同漁業権の 組合員行使権者又 は漁業権者が操業 を認めた者	
周年	周年	

## 備兆

ω Ν

- 「番号」とは、大分県知事許可漁業の許可又は起業の認可の取扱い方針(令和2年12月1日付け漁管第966号。以下「許可方針」という。)別表第3中の番号をいう。
- 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
- この告示に係る許可の有効期間は、令和元年9月1日から令和4年8月31日までとする。
- この告示に係る許可又は起業の認可には、許可方針に定める内容の条件を付けるものとする。

4#	押網漁業	業							
						制 限 措 置			
無	名	漁業種類	許可等をすべき 船舶の数 (R 2.10.30現在 の許可実績数)	船舶の総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む 者の資格	申請期間
14- 1-1		さより押網漁業	定めなし (1隻)	定めなし	定めなし	共第25号、共第26号及び共第27号の共同漁業権の漁場区域内	10月1日から 翌年の5月31日 まで	臼杵市(野津町を ) 除く。)に住所を 有する者	周年
14- 1-3		さより押網漁業	定めなし (1隻)	定めなし	定めなし	共第33号の共同漁業権の漁場区域内	9月1日から 翌年の5月31日 まで	佐伯市大字二栄、 大字守江又は大字 対生に住所を有す る者	周年
14- 1-4		さより押網漁業	定めなし (3隻)	定めなし	定めなし	共第38号の共同漁業権の漁場区域内	10月1日から 翌年の5月31日 まで	佐伯市鶴見に住所 を有する者	周年

### 備考

- 「番号」とは、大分県知事許可漁業の許可又は起業の認可の取扱い方針(令和2年12月1日付け漁管第966号。以下「許可方針」という。)別表第3中の番号をいう。
- 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限がない場合をいう。
- この告示に係る許可の有効期間は、令和元年9月1日から令和4年8月31日までとする。

ω Ν

この告示に係る許可又は起業の認可には、許可方針に定める内容の条件を付けるものとする。

なな	はえ縄漁業							
					制 限 措 置			
希	漁業種類	許可等をすべき 漁業者の数 (R 2.10.30現在 の許可実績数)	船舶の総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む 者の資格	申請期間
10- 1-1	ふぐはえ縄漁業	定めなし (2人)	定めなし	定めなし	大分県と福岡県の境界点から6度15分(真方位)の線と豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域を除く。	8月20日から 翌年の3月31日 まで	中津市(三光、本 邦馬渓町、耶馬渓町、耶馬渓町、耶馬渓町 西町を除く。)、 宇佐市(ただし、安心院町及び院内町を除り、 以は豊後高田市に住所を有する者	用年
10- 1-2	ふぐはえ縄漁業	定めなし (11人)	定めなし	定めなし	豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線と杵築市美濃崎、大分市関崎及び愛媛県佐田岬を順次に結んだ線との間の海域であって、最大高潮時海岸線から2,000メートル(共第7号及び共第8号の漁場区域においては1,000メートル)以内の海域を除いた大分県海域。ただし、共第12号、共第22号、共第67号、共第69号及び共第70号の漁場区域を除く。	8月20日から 翌年の3月31日 まで	国東市又は東国東 郡姫島村に住所を 有する者	周年
10- 1-3	ふぐはえ縄漁業	定めなし (10人)	定めなし	定めなし	国東市国東町黒津ノ鼻から90度(真方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。	8月20日から 翌年の3月31日 まで	枠築市(山香町及 び大田を除く。)、 速見郡日出町、別 府市又は大分市 (旧大分郡野津原 町及び旧北海部郡 佐賀関町の区域を 除く。) に住所を 有する者	周年
10- 1-4	ふぐはえ縄漁業	定めなし (1人)	定めなし	定めなし	国東市国見町と同市国東町の境界点から90度(磁針方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の大分県海域。ただし、杵築市美濃崎と大分市1号埋立地北東端角とを結んだ線以西の海域、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。	8月20日から 翌年の3月31日 まで	大分市大字馬場、 大字本神崎、大字 大平、大字志生木 又は大字木佐上に 住所を有する者	用年

10- 2-2	10- 2-1	10- 1-7	10- 1-6	10- 1-5
はもはえ縄漁業	はもはえ縄漁業	ふぐはえ縄漁業	ふぐはえ縄漁業	ふぐはえ縄漁業
定めなし (3人)	定めなし (1人)	定めなし (1人)	定めなし (13人)	定めなし (10人)
定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし
定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし
申請者の住所地の地先共同漁業権の区域	大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線以南の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線以南の大分県海域。ただし、津久見市以北の海域においては共同漁業権の漁場区域を除く。	大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線以南の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	国東市国見町と同市国東町の境界点から90度(磁針方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の大分県海域。 ただし、杵築市美濃崎と大分市磯崎とを結んだ線以西の海域、共 同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を 除く。
5月1日から 9月30日まで	8月1日から 翌年の3月31日 まで	8月20日から 翌年の3月31日 まで	8月20日から まで まで	8月20日から 翌年の3月31日 まで
佐伯市(弥生、本 月 匠、宇目及び直川 を除く。)に住所 を有する者	大分市(大字依賀 月 関、大字白木及び 大字一尺屋に限	佐伯市(弥生、本 月 匠、宇目及び直川 を除く。)に住所 を有する者	大分市(大字依賀 展 大分市(大字佐賀 展 大字白木及び 大字一尺屋に限 る。)、 臼杵市 ( 野 津 町 を 除 く。)又は津久見市(大字保戸島を 際く。)に住所を	大分市(大字依質 展 大分市(大字佐賀 展 大字白木及び 大字一尺屋に 限 る。)、 臼杵市( 野 津 町 を 際 へ。)、 津久見市 又 は 佐 伯 市 ( 野 生 、 本匠、 宇田 及 び 直川 を 除く。)
周年	周年	周年	周年	周年

	10- 4-3	10- 3-4	10- 3-2	10- 3-1
		治業業	おがい、楽	- たい、 漁業
	たいはえ縄漁業		1	,
	<b>組</b> 漁	はもはえ縄	はもはえ縄	はもはえ縄
	\NF	· // · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· ベ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	光離
	斯 ()	点 ( )	斯 <sub>()</sub>	
0人 (16人)	定めなし(16人)	定めなし (7人)	定めなし (12人)	定めなし (3人)
9				
定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし
	Ċ	Ċ	Ċ	Ċ
定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし
なし	79	<u>څ</u>	7	7
		<b>愛可する</b>	a Ville With	- AV = T = V
(油をつけた餌料を使用するもの) ( 次のイ、ロ及びハの各点を順と イ 大分市串ヶ鼻 ロ 津久見市地無垢島西端と申 端から2,000メートルの点 ハ 同市大字四浦字高井の北端	(油をつけた餌料を使用しないもの) 大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結/	国東市国見町と同市国東町の境界点から90度(磁針方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の大分県海域。ただし、杵築市美濃崎と大分市磯崎とを結んだ線以西の海域、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。	国東市国東町黒津ノ鼻から90度(真方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。	豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線と杵築市美濃崎、大分市関崎及び愛媛県佐田岬を順次に結んだ線との間の海域であって、最大高潮時海岸線から2,000メートル(共第7号及び共第8号の漁場区域においては1,000メートル)以内の海域を除いた大分県海域。ただし、共第12号、共第22号、共第67号、共第69号及び共第70号の漁場区域を除く。
Rをつけた餌料を使用するもの) 次のイ、ロ及びハの各点を順次に 大分市串ヶ鼻 准	油をつけた餌料を使用しないもの) 大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結ん	市田見見を発える。	流 市 国 見	画画 最級 大い できない たい できない たい できない たい できない たい 深 がい たい できる かい たい できる かいしょう しゅうしゅう しゅう
注解型 対 対 が が が が が が が が が が が が が が り の の が り で り で り で り で り で り で り で り で り	が か を と 数	町が前町町とた場と変美区	正式   正式   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	田と市と国际大会大のあった。
を使用 受べの 単 単 ル ボ ー ボ ー ボ ー ド ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	媛 を 使用 を 見	回 衆	がいる。このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、	東市、の最大の場合の最近の最近の最近のでは、
日 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	元 元 日 京 章	東田出田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	が、様年とと、「本土」とと、「本土」とと、「ままま」と、「まままま」と、「まままま」と、「おおおいまま」と、「おおいままま」と、「おおいままま」と、「おおいまままま」という。	が り り り り り り り り り り り り し し し し し し し し し し し し し
を を 画 が 出 端 語	いと もを の 雅	のと市工場を機業の産業	90度の間の間に	点機時間が機能に対策におれば、し、し、場上に対象になった。
- 鼻と	ζ,	やがある。 おとない。 もので、 もので、 もので、 もので、 もので、 もので、 もので、 もので、	(真方)大分分成以	5350J  佐田II   
た だ 総 を 結 ん	線 以 南	の の の の の の の の の の の の の の	位) 0 県海域に伴う	無 無 無 (
結んだ線以内の海域、とを結んだ線上地無	だ線以南の大分県海域	協の間のの関係が残害の関係の関係が表別の関係が表別を表別を表別を表別を表別を表現を表別を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	漁場と	(金)
の海域上地無	分県	金大大の見が、	大分司権で	位) の 結んた ートル トル) 22号、
つけた餌料を使用するもの) のイ、ロ及びハの各点を順次に結んだ線以内の海域 大分市串ヶ鼻 津久見市地無垢島西端と申ヶ鼻とを結んだ線上地無垢島西 おから2,000メートルの点 同市大字四浦字高井の北端	英	国東市国見町と同市国東町の境界点から90度(磁針方位)の線大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の大分県海域。 大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の大分県海域。 だし、杵築市美濃崎と大分市磯崎とを結んだ線以西の海域、共 漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を く。	国東市国東町黒津ノ鼻から90度(真方位)の線と大分市関崎と 媛県佐田岬とを結んだ線との間の大分県海域。ただし、共同漁 権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除 。	豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線と杵市美濃崎、大分市関崎及び愛媛県佐田岬を順次に結んだ線とのの海域であって、最大高潮時海岸線から2,000メートル(共第号及び共第8号の漁場区域においては1,000メートル)以内の域を除いた大分県海域。ただし、共第12号、共第22号、共第67、共第69号及び共第70号の漁場区域を除く。
	12	· ·		
4月1日から 12月31日まで	1月1日から 12月31日まで	1月1日から 12月31日まで。 はもはえ縄は7 月1日から翌年 の3月31日まで	1月1日から 12月31日まで	1月1日から 12月31日まで
はない	1 日から31日まで	のおいて、現代の、関係の、関係に、関係の、関係の、関係の、関係の、関係の、関係の、関係の、関係の、関係の、関係の	う る を 日 日	まない。
		, .		
大の世代大の世代大学・大学・大学・一名のののののののののののののののののでは、またのののののでは、またのののでは、またののでは、またのではでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのではでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またので	大分市(大字佐登 関、大字白本及で 関、大字白本及で 大字一尺屋に	臼杵市(野津町 除く。)又は潰 緊市大字保戸 見市大字保戸 住所を有する者	杵築市(山香町及び大田を除ぐ。)、び大田を除ぐ。)、 域見郡日出町、界 遠見郡日出町、界府市又は大分市町下方部野津属町及び旧北海部郡町及び旧北海部郡 佐賀関町の区域を存貨関町の区域を存り、)に住所を	国東市又は東国 郡姫島村に住所を 有する者
(大) (大) (上) (上) (上) (上) (上) (上) (上) (上) (上) (上	() 字・、津、に匠をを一大白尺、津、に匠をを一大白尺、町(町)(匠をを一井)	(関)	(日) を経済を発売しませる。 (日日日 大はご) 大郎 大郎 記書 (本語) はいままれる 田田 にんきょう にんし アンコー・アンコー・アンコー・アンコー・アンコー・アンコー・アンコー・アンコー・	又は 村に自 者
大分市(大字佐賀 関、大字白木及び 大字一尺屋に限 大字一尺屋に限 る。)、 臼杵市 (野津町を除 く。)、津久見市	大分市(大字佐賀 関、大字白木及び 大字一尺屋に限 大字一尺屋に限 る。)、 臼杵市 (野 津 町 を 除 く。)、 津久見市 又は佐伯市 (	臼杵市(野津町を 際く。)又は津久 見市大字保戸島に 住所を有する者	本築市(山香町及び大田を際へ。)、 速見郡日出町、別 瀬市又は大分市 (旧大分郡野津原 町及び旧北海部郡 佐賀関町の区域を 廃へ。)に住所を 有する者	国東市又は東国東 郡姫島村に住所を 有する者
	西年	周年	周年	周年
定めなし	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,,,	,,,,	,,,

2 だへ域イ ロ	令和二年十二月一日
佐伯市上浦蒲戸崎と愛媛県南宇和郡西海町横島北端とを結んだ線以南の大分県海域。ただし、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域を除く。 イ 佐伯市鶴見大島立花鼻と同市鶴見梶寄浦ビシャコバエ頂上とを結んだ線上立花鼻から600メートルの点と大島スリオトシとを結んだ線上スリオトシから200メートルの点と大島スリオトシとを結んだ線上スリオトシから200メートルの点にから1,000メートルの点にお問手島頂上から0度(磁針方位)1,000メートルの点を、大島先の瀬頂上から0度(磁針方位)1,000メートルの点を、大島先の瀬頂上から0度(磁針方位)1,000メートルの点を、大島先の瀬頂上から0度(磁針方位)1,000メートルの点を、大島の瀬頂上から135度(磁針方位)1,000メートルの点を、	大分県報号外(告示)
又は佐伯市(弥生、本匠、宇目及び直川を除く。) に住所を有する者	五四

## 備老

- 「番号」とは、大分県知事許可漁業の許可又は起業の認可の取扱い方針(令和2年12月1日付け漁管第966号。以下「許可方針」という。)別表第3中の番号をいう。
- 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。また、申請期間の欄の「定めなし」とは、申請を受け付ける期間を設けない場合をいう。
- この告示に係る許可の有効期間は、令和2年7月1日から令和5年6月30日までとする。
- この告示に係る許可又は起業の認可には、許可方針に定める内容の条件を付けるものとする。

大分県知事 広 瀬 勝 貞	令和二年十二月一日	大分県告示第六百九十七号   大分県告示第六百九十七号   海四十二条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請す   海四十二条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、大分県漁業調整規則 第四十二条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、大分県漁業調整規則 第四十二条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、大分県漁業調整規則   海業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法   大分県告示第六百九十七号

大分県報号外 (告示)

五五五

	11-   たこつほ漁業   14	11- たこつほ漁業1-3	11- たこつぼ漁業 1-2	11- たこつぼ漁業 1-1	番号		たこつぼ漁業	
たこつほ漁業 (1人)	定めなし (1人)	定めなし (3人)	定めなし (17人)	定めなし (19人)	許可等をすべき 漁業者の数 (R 2.10.30現在 の許可実績数)			
定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	船舶の総トン数			2
定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	推進機関の馬力数			
杵築市美濃崎から90度(磁針方位)の線と美濃崎と大分市関崎とを結んだ線との間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	次のイ、ロ、ハ、二及びホの各点を順次に結んだ線以内の海域。ただし、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。 イ 大分市踊鼻 ロ 踊鼻から355度(磁針方位)2,800メートルの点 ハ 踊鼻から15度(磁針方位)10,500メートルの点 ニ 北緯33度18,8417分・東経131度41.0533分(旧別府湾第3号灯浮標)の点 ホ 大分市1号埋立地北東端角	杵築市美濃崎と大分市1号埋立地北東端角とを結んだ線以西の海域。ただし、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。	豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線と杵築市美濃崎から90度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	国東市国見町と同市国東町の境界点から63度(磁針方位)の線と国東市と杵築市の境界点から115度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	操業区域	制 限 措 置		
1月1日から 12月31日まで	1月1日から 12月31日まで	1月1日から 12月31日まで	1月1日から 12月31日まで	1月1日から 12月31日まで	漁業時期			
大分市 (大字佐賀 関、大字白木及び 大字一尺屋に限 る。)、臼杵市	大分市大字馬場、 大字本神崎、大字 大平、大字志生 大平、大字本佐上、 大字佐賀関、大字 白木又は大字一尺 屋に住所を有する 者	枠築市(山香町及び大田を除く。)、速見郡日出町、別商市又は大分市(旧大分郡野津原町及び旧北海部郡佐賀関町の区域を除く。)に住所を有する者	国東市国見町又は 東国東郡姫島村に 住所を有する者	国東市 (国見町を 除く。) に住所を 有する者	漁業を営む 者の資格			
周年	周年	周年	周年	周年	申請期間			

4 3	2	畫 水	
	=15		
この告示に係る許可の有効期間は、令和2年7月1日から令和5年6月30日までとする。 この告示に係る許可又は起業の認可には、許可方針に定める内容の条件を付けるものとする。	制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。	— 加 素	
にに係係	の各様	<u>ئ</u> ب	
3 許可 3 許可	調の「	大分	
の有別又は規	定めが	·展知县	
対期間記案の		事	
は、一調可に	717	· 溢業 (	
令和 2 には、	账	の許可	
年7	静可	Z/d	
月 1 E 方針に	漁業に	抱 楽	
日からご定め	1 展 に す に す に す に す に す に す に す に す に す に	り 関 耳	
合性の内容	る制限	の取ま	
5 年 6 等 の 条	まな。	をい方	
月301年を1	けない	<u>+</u>	
はいる	○場合	合和 2	
7 m	5	年12	
かってる	٠, ، د	Я 1 Е	
0		付け	
	]	油 音 6	
		f-996\$	
		Z Z	
		<del>기</del>	
		<b>全</b>	
		とい	
		) 	
	,	<u></u> 表	
		部 3 エ	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
	1	1 9 米	市(大字部へ。)又称(大字を称へ。)と
	•	「番号」とは、大分県知事許可漁業の許可又は起業の認可の取扱い方針(令和2年12月1日付け漁管第966号。以下「許可方針」という。)別表第3中の番号をいう。	文字(者は保保に
		<u>ي</u> د	く。) 又は津久見 市(大字保戸島を 除く。) に住所を 有する者
			見をを

12- 1-3	12-1-2	12- 1-1	号	かご漁業
いかたま漁業	いかたま漁業	いかたま漁業	漁業種類	漁業
定めなし (1人)	定めなし (14人)	定めなし (10人)	許可等をすべき 漁業者の数 (R 2.10.30現在 の許可実績数)	
定めなし	定めなし	定めなし	船舶の総トン数	
定めなし	定めなし	定めなし	推進機関 の馬力数	
共第5号の共同漁業権の漁場区域内	共第4号の共同漁業権の漁場区域内	共第2号の共同漁業権の漁場区域内	操業区域	制 限 措 置
6月1日から 6月30日まで	6月1日から6月30日まで	6月1日から 6月30日まで	漁業時期	
豊後高田市西真王、 中真王、臼野、大 平、城前、大岩屋 又は黒土に住所を	<ul> <li>生質網大子郡子に大人大人人人の東郡を佐町町字高中山、字新字字字大大大大人人人人、東郡谷宗大大、順砂新新大、国の新新大民鎮略、現日久北南蜷、10五地。2个大、10十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十</li></ul>	中津市(三光、本 耶馬渓町、耶馬溪 町及び山国町を除 く。)に住所を有 する者	漁業を営む 者の資格	
周年	周年	周年	申請期間	

大分県報号外 (告示)

五九

六〇

				2-]	12-	
				_		
					かにたま漁業	
				(1人)	定めなし	
					定めなし	
					定めなし	
施設保安区域を除く。	域。ただし、海上人命安全条約 (SOLAS条約) に対応した港湾	関する協定書」の別添図面 - 2で示されたかにたま漁業の操業区	泊地における港湾改修事業と大分港港湾区域内での漁業の操業に	県漁業協同組合長との間で締結された「大分港西大分地区西大分   12月31日まで	平成16年3月15日付けで、港湾管理者である大分県知事と大分   1月1日から	
				12月31日まで	1月1日から	
			する組合員	合大分支店に所属	大分県漁業協同組	有する者
		_		_	周年	

# 備老

- 「番号」とは、大分県知事許可漁業の許可又は起業の認可の取扱い方針(令和2年12月1日付け漁管第966号。以下「許可方針」という。)別表第3中の番号をいう。
- 2 & 4 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
  - この告示に係る許可の有効期間は、令和2年7月1日から令和5年6月30日までとする。
- この告示に係る許可又は起業の認可には、許可方針に定める内容の条件を付けるものとする。

大分県知事 広 瀬 勝 貞	

大分県報号外 (告示)

六一

13-	13- 3-6	13- 3-5	13- 3-4	13- 3-3	13- 3-1	13- 1-1	番号		潜水
潜水器漁業	潜水器漁業	潜水器漁業	潜水器漁業	潜水器漁業	潜水器漁業	たいらぎ、なまこ 潜水器漁業	漁業種類		潜水器漁業
定めなし	定めなし (20人)	定めなし (30人)	定めなし (6人)	定めなし (1人)	定めなし (11人)	定めなし (6人)	許可等をすべき 漁業者の数 (R 2.10.30現在 の許可実績数)		
定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	船舶の総下ソ数		
定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	推進機関の馬力数		
共第9号の共同漁業権の漁場区域内	共第8号の共同漁業権の漁場区域内	共第7号の共同漁業権の漁場区域内	共第6号の共同漁業権の漁場区域内	共第5号の共同漁業権の漁場区域内	平成16年3月15日付けで、港湾管理者である大分県知事と大分県漁業協同組合長との間で締結された「大分港西大分地区西大分泊地における港湾改修事業と大分港港湾区域内での漁業の操業に関する協定書」の別添図面-2で示された潜水器漁業の操業区域。ただし、海上人命安全条約(SOLAS条約)に対応した港湾施設保安区域を除く。	豊後高田市臼野と同市堅来の境界点から320度(磁針方位)の線と豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線との間であって、最大高潮海岸線から7,000メートル以内の海域。ただし、共第6号の共同漁業権の漁場区域を除く。	操業区域	制限措置	
1月1日から	1月1日から 12月31日まで	1月1日から 12月31日まで	1月1日から 12月31日まで	1月1日から 12月31日まで	1月1日から 12月31日まで	1月1日から 12月31日まで	漁業時期		
当該共同漁業権の	当該共同漁業権の 組合員行使権者又 は漁業権者に操業 を認められた者	当該共同漁業権の 組合員行使権者又 は漁業権者に操業 を認められた者	当該共同漁業権の 組合員行使権者又 は漁業権者に操業 を認められた者	当該共同漁業権の 組合員行使権者又 は漁業権者に操業 を認められた者	大分県漁業協同組 合大分支店に所属 する組合員	豊後高田市堅来、 辺根、香々地、見 目、小畑、上香々 地、又は夷に住所 を有する者	漁業を営む 者の資格		
周年	周年	周年	周年	周年	周年	周年	申請期間		

令和一
年十二
月
日

13-3-15

13-3-14

13-3-13

13-3-12

13-3-11

13-3-10

13-3-9

13-3-8

3-7

ļ			1			_			I
	潜水器漁業								
	定めなし (6人)	定めなし (23人)	定めなし (39人)	定めなし (18人)	定めなし (2人)	定めなし (11人)	定めなし (3人)	定めなし (4人)	(16人)
	定めなし								
	定めなし								
	共第46号の共同漁業権の漁場区域内	共第45号の共同漁業権の漁場区域内	共第44号の共同漁業権の漁場区域内	共第43号の共同漁業権の漁場区域内	共第21号の共同漁業権の漁場区域内	共第18号及び共第20号の共同漁業権の漁場区域内	共第11号の共同漁業権の漁場区域内	共第10号の共同漁業権の漁場区域内	
	1月1日から 12月31日まで	12月31日まで							
	当該共同漁業権の 組合員行使権者又 は漁業権者に操業 を認められた者	組合員行使権者又 は漁業権者に操業 を認められた者							
	周年								

大分県報号外 (告示)

- 「番号」とは、大分県知事許可漁業の許可又は起業の認可の取扱い方針(令和2年12月1日付け漁管第966号。以下「許可方針」という。)別表第3中の番号をいう。
- ω N 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
- この告示に係る許可又は起業の認可には、許可方針に定める内容の条件を付けるものとする。 この告示に係る許可の有効期間は、令和2年7月1日から令和5年6月30日までとする。

大分県告示第七百号 大分県告示第七百号 大分県告示第七百号 大分県告示第七百号 大分県告示第七百号 大分県告示第七百号 大分県共工学に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申て、同規則第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。 令和二年十二月一日 令和二年十二月一日
甲の則法

大分県報号外 (告示)

六五

					制 限 措 置			
漁業の	漁業種類	許可等をすべき 漁業者の数 (R 2.10.30現在 の許可実績数)	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む 者の資格	申請期間
国刺漁 復し業 大網	固定式 いぼだい建網漁 刺し網 業	0 \( (7 \)	定めなし	定めなし	次のイ、ロ、ハ、二及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域 イ 大分市 1 号埋立地北東端角から美濃崎見通し線上2,000メートルの点 ロ 大分港中防波堤西端から美濃崎見通し線上2,000メートルの点 ハ 大分港中防波堤東端から北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第 2 号灯浮標)の点見通し線上2,500メートルの点 ニ 北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第 2 号灯浮標)の点	11月1日から 12月31日まで	枠築市(山香町 定めなし及び大田を際へ。)、速見郡 日出町、別府市 又は大分市(旧 大分郡野津原町 及び旧北海部郡 佐賀関町の区域 を除へ。)に住 別を有する者	定めなし

## 備老

ω 2

- 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限がない場合をいう。また、申請期間の欄の「定めなし」とは、申請を受け付ける期間を設けない場合をいう。
- この告示に係る許可の有効期間は、令和2年11月1日から同年12月31日までとする。
- この告示に係る許可又は起業の認可には、別に知事が定める内容の条件を付けるものとする。

大分県知事 広 瀬 勝 貞
令和二年十二月一日
<b>だり。</b> 各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように
則第六十六号)第四条第一項第十四号に掲げるはえ縄漁業について、同規則第十一条第一項が同条第二号に掲げる小型機船底びき網漁業並びに大分県漁業調整規則(令和二年大分県規
等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第七十条第一号に掲げる中型まき網漁業及賃貸「工会すりにする」で、アイトでは、アイトでは、アイトでは、アイトでは、アイトのでは、アイトのでは、アイトのでは、アイト
<b>第四十二条第一頁の現定に基づき、及び司頁の現定を実施するため、魚業の許可及び収命の一漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法</b>
大分県告示第七百一号

大分県報号外 (告示)

六七

六八

中型ま いわし、あじ、 網漁 さばまき網漁業 (愛媛県漁業者)	許可 漁業の 種類 漁業種類 (R の)		<b>県外入漁</b>
(1) 演演	許可等をすべき 船舶の数又は 漁業者の数 (R 2.12.1 現在 の許可実績数)		
5 アンツ ボト	船舶の 総トソ数		
定めなし	推進機関 の馬力数		
大分県大分市関崎打合から同市高島西端及び同島東端を経て愛媛県西宇和郡伊方町童子鼻に至る線と高知県大藤島頂上、第2の(5)の点、第3の(7)の点及び(6)の点を順次結んだ3直線との両線間における両県海域とする。ただし、共同漁業権の漁場区域及び第3の(1)から(6)までの点を順次結んだ5直線以西の大分県海域及び第3の(1)から近東及び正西の線以北の大分県海域を除く。第2-(1) 大分県大分市高島東端と愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬とを結んだ直線の中央点(2) 次のアの点とイの点とを結んだ直線を10等分し、アから4分の点 ア 大分県佐伯市鶴見水の子灯台と愛媛県宇和島市御五神島西端とを結んだ直線上、同水の子灯台から5.450メートルの点(4) 大分県佐伯市米水津鶴見崎と愛媛県南宇和郡愛南町横島南四端とを結んだ直線の中央点(5) 高知県宿毛市大藤島頂上から同市線来島西北端と愛媛県南宇和郡愛南町横上を結んだ直線の中央点(5) 高知県宿毛市大藤島頂上から同市線来島西北端と愛媛県南宇和郡愛南町墳面にとを結んだ直線の中央点をも高知県宿毛市大藤島頂上から同市線来島西北端と愛媛県南宇和郡愛南町墳田とを結んだ直線の中央点を見通した直線と、(3)の点と(4)の点とを結んだ直線の同(4)の点の側の延長線との交点 第3-(1) 大分県佐伯市造見大字大島先ノ瀬頂上 (5) 大分県佐伯市鶴見大字大島先ノ瀬頂上	操業区域	制 限 措 置	
11月1日から 翌年の10月31日 まで	漁業時期		
愛中の者」県ま業書者緩型許で大冲きに「機型許で大神きに「明ま可で大神きに川ままの名合網関にまるなら親関に知れるのでの要お業すが適りの後お業ながって「機けって援ける薬覚る	漁業を营む 者の資格		
田年	申請期間		

小型機 手繰第2 船底び 網漁業 き網漁 (山口県X	中型ま いわし、 a き 網漁 さばまき	中型ま いわし、 a き	
手繰第2種こぎ 網漁業 (山口県漁業者)	いわし、あじ、 さばまき網漁業 (15トン以上20 トン未満) (宮崎県漁業者)	いわし、あじ、 さばまき網漁業 (5トン以上15 トン未満) (宮崎県漁業者)	
(88隻)	(11)集)	(1 痩)	
5トン未満 4	15トン以上   520トン未満	5トン以上 515トン未満	
以下	定めなし	定めなし	
大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端(灯台跡)に設置した標識 から真方位296度20分80メートルの点から真方位 6 度15分の線と大分 星県豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点から350 ま度(磁針方位)の線との間における大分県管轄海域。この場合において、大分県管轄海域とは、基点チ、タ、ツ、テ及びトを順次に結ぶ線と基点トとナの間における大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と基点ナとニを結ぶ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域をいい、基点は、次のとおりとする。	大分県佐伯市米水津沖黒島灯台から真方位100度の線以南の大分県 1 海域。ただし、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ及びトの各点を順次に 3 結んだ線以内の海域及び共同漁業権漁場区域を除く。 イ 佐伯市鶴見崎 ロ イから磁針方位96度1,000メートルの点 ニ 同市蒲江洋崎 ニ 同市蒲江洋崎 ニ 同市蒲江深島東端から磁針方位90度2,000メートルの点 ホ 深島東端 へ 深島南端 ト 大分県と宮崎県との最大高潮時海岸線における境界点	大分県佐伯市米水津沖黒島灯台から真方位100度の線以南の大分県 1 海域。ただし、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ及びりの各点 3 を順次に結んだ線以内の海域及び共同漁業権漁場区域を除く。 4 佐伯市鶴見崎 ロ 同市米水津横島北端 ハ 同市米水津押出の鼻 ニ 同市者しめき鼻 ホ 同市蒲江芹崎 へ 同市蒲江三つ子島南端 ト 同市蒲江三で子島南端 ト 同市蒲江三で子島南端 ト 同市蒲江三形島東南端チンバチばえ チ 同市蒲江名護屋鼻	の点 (6) 大分県佐伯市蒲江芹崎 (7) (6)の点真方位135度の直線と、大分県佐伯市蒲江深島 灯台と第2の(5)の点を結んだ直線との交点
4月1日から 翌年の3月31日 まで	12月1日から 翌年の11月30日 まで	12月1日から 翌年の11月30日 まで	
山口県知事から小型機船底びき額漁業手練第2種漁業の許可を産けた者であって、周防灘における山口県、福岡県及び大分県岡県及び大分県の間における小型機船底びき網	宮崎県知事から 中型まさ網漁業 の 許可を受けた 者 であって、 「大分県・宮崎 県入会海域におお はるまき 絶滅に に 数 演 業 に 関する 労 業 実 に 愛 切 する 者 し で 参 切 する 者	日間 名の 日間 名の おり こく とり はい は 一大分 間 一大分 間 で は り は り は 神 が い ま が い ま が い ま が と ま が と ま と 関 さ な さ と は と か ら 古 と も と は か ら す は ら か ら 古 と も と も と も と も と も と も と も と も と も と	
定めなし	用年	周年	

	カ 福岡県北九州市門司区部埼灯台と山口県山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻南端(世界測地系:北緯33度59分42秒、東経131度 8分1秒)とを結ぶ線の中央点 キ 福岡県北九州市門司区網の鼻突端と山口県山陽小野田市大字小野田市山南海県とを結ぶ線の中央点 カ 福岡県北九州市門司区網の鼻突端と山口県山陽小野田市大字小野田本山岬南端とを結ぶ線の中央点 カ 福岡県行橋市大字東岐波丸尾崎東端とチの点とを結ぶ線と、山口県宇部市大字東岐波丸尾崎東端とチの点とを結ぶ線と大分県宇佑市長洲漁港導流堤灯台とを結ぶ線と八万県宇佑市長洲漁港導流堤灯台とを結ぶ線と八万県宇佑市日津部岬流港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県東国東郡姫島村銀島三ツ石鼻西場とを結ぶ線との交点 サ 山口県宇部市大学東岐波丸尾崎東端と大分県東国東郡姫島村銀音等地長北防波地上山口県防府市大字京積村本崎西端とを結ぶ線と、山口県防府市大字宝積村本崎西端とを結ぶ線と、山口県防府市大字宝積村本崎西端とを結ぶ線と、山口県防府市大字宝積村本崎西端とを結ぶ線と、山口県北市大字宝積村本崎西端とを結ぶ線と、山口県北市大字宝積村本崎西端 フ 山口県宇部市田宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と福田県豊前市宇島港西3号防波堤灯台とを結ぶ線と、福岡県行橋市兼島頂上と大分県豊後高田市見田長崎鼻突端とを結ぶ線との交点	
原と大分県の間 の入漁協定に基 の入漁協定に基 がいて入漁する	中 田口宗   岡田泉市西島町中崎東端がつ長りに170×170×170×170×170×170×170×170×170×170×	
漁業の調整に関する協定により が経れれたよう	イ 福岡県北九州市門司区門司埼灯台 ウ アの点とイの点とを結ぶ線の中央点 エ 山口目で開ま長春台崎町車崎市豊から青七巻172時1520メー	
七〇	令和二年十二月一日 大分県報号外(告示)	

ſ	※ 57	※ お	
	は流れ、業代業	油は水縄	
	ふぐはえ縄漁業(宮崎県漁業者)	ふぐはえ縄漁業(山口県漁業者)	
	定めなし (12人)	定めなし (6人)	
合	治めなし	定めなし	
令和二年十二月一日 	定めなし	定めなし	
日大分県報号外(告示)	大分県大分市大字佐賀関関崎から同市大字佐賀関高島西端及び同島東端を経て愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線以南の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	大分県大分市大字佐賀関関崎から同市大字佐賀関高島西端及び同島東端を経て愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線以南の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	チ 大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端(灯台跡)に設置した標識から真方位296度20分80メートルの点 ツ 山口県字部市旧字部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端とを結ぶ線と、山口県防府市佐波島頂上と大分県豊後高田市高田港導流堤灯台とを結ぶ線との交点 テ 大分県国東市国見町伊美権現崎突端と山口県山口市竹島頂上とを結ぶ線と、大分県宇佐市長洲漁港導流堤灯台と山口県防府市野島南端とを結ぶ線との交点 ト 大分県東国東郡姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、ツの点とテの点とを結ぶ線の延長線との交点 ナ 大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、同県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、同県東国東郡姫島村姫島村姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点     大分県国東市国東港富来地区北防波堤旧灯台跡 ヌ 山口県宇部市旧宇部港赤灯台(世界測地系:北緯33度56分12 秒、東経131度13分57秒)とチの点とを結ぶ線の中央点 ネ チの点から真方位6度15分の線上チの点から17,000メートルの点
	8月20日から 翌年の3月31日 まで	8月20日から 翌年の3月31日 まで	
t,	次のいずれで表別であるというなどのなったとというというというというとは、本ではあらいに海難になっては、中ではもつとする。日間を100円には、大分県知事のではえなかが、またないは、大分には、大分にはなるなかが、ないにいるないになるない。	「豊後水道における山口県の大ける山口県の大ける山口県の許可分県入漁の許可に関する覚書」に基づいて入漁する者	
_	周年	周年	

		会	令和二年十二月一日	日 大分県報号外(告示)	七二
					2過去3年以内に大分県知内に大分県知事の許可を受け操業実績のあった者
はえ縄 ふぐはえ縄漁業油業 (愛媛県漁業者)	23人 (3人)	定めなし	定めなし	大分県大分市関崎から同市高島西端及び同島東端を経て愛媛県西 8月20日から宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線以南の大分県海域。ただし、共同漁 翌年の3月31日業権の漁場区域を除く。 まで	8月20日から 「大分県及び愛 周年 翌年の3月31日 媛県との間にお まで けるはえなわ漁 業の相互入漁に 関する覚書」に 基づいて入漁す る愛媛県に漁業 根拠地を有する

# 備老

- 2 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。また、申請期間の欄の「定めなし」とは、申請を受け付ける期間を設けない場合をいう。
- この告示に係る許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業種類の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
- 手繰第2種こぎ網漁業(山口県漁業者) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (2) いわし、あじ、さばまき網漁業(愛媛県漁業者)、ふぐはえ縄漁業(山口県漁業者)、ふぐはえ縄漁業(宮崎県漁業者)及びふぐはえ縄漁業(愛媛県漁業者) 日から令和3年10月31日まで 令和2年11月1
- (3) いわし、あじ、さばまき網漁業(5トン以上15トン未満)(宮崎県漁業者)及びいわし、あじ、さばまき網漁業(15トン以上20トン未満)(宮崎県漁業者) から令和3年11月30日まで 令和2年12月1日
- ယ この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。